

平成31年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成31年3月14日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成31年3月14日 10時02分

1. 閉 議 平成31年3月14日 15時51分

1. 散 会 平成31年3月14日 15時51分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	南	勝弥	4番	西尾	智朗
5番	丸本	安高	6番	正木	秀男
8番	松田	剛治	9番	小森	一典
10番	水上	久美子	11番	辻	成紀
12番	廣畑	敏雄	13番	溝口	耕太郎
14番	長野	莊一			

欠席議員 1名

7番 堅田 府利

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副町長 林 一 勝
教 育 長 山 中 雅 巳
富田事務所長

兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	寺 脇 孝 男
総務課長	榎 本 崇 広	税 務 課 長	濱 口 伊佐夫
民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成31年第1回定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名でございます。7番 堅田議員から欠席の届け出がございますので、ご報告をいたします。

7番 堅田君の一般質問の通告につきましては、本日と明日の2日間欠席届が提出されておりますので、白浜町議会会議規則第61条第4項の規定に基づきまして、一般質問の通告については失効することになりましたので、ご了承いただきます。先ほど議会運営委員会でご協議いただきました。

水上議会運営委員長から報告をお願いいたします。

10番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○10 番

本日開催しました議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

7番 堅田議員から一般質問通告の取り消しがございましたので、本日の一般質問の順番については質問順番を繰り上げて行うこととなりましたので、ご報告いたします。

本日の一般質問は2番 楠本議員までの5名の一般質問を行い、その後、散会することとなりますので、ご了承をよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付しております。

予算審査特別委員会の当初予算参考資料をお手元に配付しております。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

去る3月5日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に3番 南 勝弥君、副委員長に2番 楠本 隆典君と決定いたしましたのでご報告いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

11番 辻君の一般質問を許可いたします。

辻君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分でございます。辻君の質問事項は、1つとして防災について、2つとして空き家対策と地域振興についてであります。まず防災についての質問を許可いたします。

11番 辻君（登壇）

○11番

おはようございます。トップバッターということで頑張っていきたいと思っております。

今回は1点目に防災について。そしてまた、2点目に空き家対策と地域振興についてということで、お伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、ここ数年、異常気象などの影響もあって、日本各地で甚大な被害をもたらす自然災害が多発してございます。昨年を見ましても、6月には大阪北部を震源として、震度6弱を観測した大阪北部地震。人的被害を初め、広範囲にわたって、建物にも多大な被害をもたらしました。特に高槻市でのブロック塀の倒壊により、登校途中の小学生が亡くなりましたことは、まだ皆さんの記憶にも新しいことかと思っております。また、7月には、西日本を中心に台風7号や梅雨前線の影響で記録的な大雨と集中豪雨が発生し、全国各地で甚大な被害をもたらしました。

白浜町でも、昨年は台風による被害が深刻であったと記憶してございます。8月に襲来した台風20号、9月の台風21号、それから、台風24号、沿岸部の越波による被害や富田川、日置川沿いの浸水など、いたるところで被害をもたらし、改めてその脅威を実感させられたところでございます。その中で、日置川地域での災害対策等に関し、幾つかご質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、8月の台風20号では、台風の豪雨で、日置川もここ最近では見られなかったぐらいに増水をいたしました。本当に地域全体に緊張感が走ったと思っております。

当然、県道日置川大塔線も冠水、いたるところで交通が遮断されました。川沿いにある農地なども冠水、さらに農業用の倉庫がつかると、農機具が全て使えなくなった地区もあったと伺ってございます。日置川地域にある久木地区やロケ谷地区、また安居地区などは、過去からもそうした被害によく見舞われている地域でもございます。とりわけ、安居地区の広宇井地区、安居橋を渡った地域でありますけれども、過去から何度も住宅がつかると被害が出ており、今回も1メートルを超える深刻な浸水被害があったと聞いてございます。

この広宇井地区には、皆さんもご存じかと思えます、備長炭の里と。そしてまた、備長炭の研究所ということも伺ってございます。つかった今も大変だけでも、この後、仕事が一月以上にわたってできないんだよと、窯が乾かないと仕事にならん、そういうことをおっしゃってございました。仕事が一月以上できない、釜が乾かないと仕事にならない、そういうようなことをおっしゃってございました。

台風が去って、私もこの地域の見回りをさせていただいて、ある1軒の家で、住民の方、もうこれで大型台風には遭うの3回目というようなお言葉でした。3回も被害に遭っているんだよということを強くおっしゃってございました。もうええかげん引っ越したいんやというような声をいただいた、そのときに。びっくりしました。地域の名前を言っているのかどうかかわからんですけど、その日置から椿のほうの県のマンションへ何とかならんやろうかというような声も言うてました。もう大概嫌になってきたんちがいますかね。つらかったんだろーと思います。

護岸整備も河床整備も長年にわたって整備され、安全性はずっと高まっていると思えますが、それでも、こうした被害がまだまだ続いているわけでございます。大型台風のたびに浸水するところ、同じところですね。同じ家。床上30センチ、40センチ、毎回起こるそうです。家の階段のところを見させていただいたら、2階に上る階段のところ、3段ほどつかった跡がございました。軽く1メートルを超えています。一応は保険に入っているから、直せるところは直せるんだけどという話ですけども。

こうした河川、日置川が増水することで、少なくとも住宅が浸水し、被害が発生する地域に対して、町として何らかの対策ができないのかということでございます。ロケ谷地区、あるいは久木地区でも、家屋が浸水してしまい、家電、家具、捨てる作業を家族総出で行ってございました。先ほど申し上げた安居地区の広宇井地区では、日置川が増水することで水位が上昇し、内水がはげない。つかってしまうのだと思えますが、県営で河川整備とは別に、町として、こうした地域への排水ポンプの設置であったり、何らかの防災対策を講じられないかということでお伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

辻議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま辻議員から日置川流域の防災対策について、ご質問をいただきました。

日置川水系では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われ、特に昭和33年8月の台風17号では、既往最大規模の洪水により日置川全域で未曾有の被害が発生しました。また、近年では、平成2年9月洪水、平成23年9月洪水と何度も大きな災害に見舞われています。

これらの洪水対策として、河川の流下能力の向上を図るために、町としても旧日置川町時

代から河床整備事業を実施し、河床高を下げることに取り組んでまいりました。

しかしながら、昨年の台風20号で浸水被害の大きかった安居区広宇井地区につきましては、安居橋上流の中嶋方面側から本流が越水したことや広宇井地区の最下流部で本流からの逆流もあり、結果、内水がはけなくなってしまう、床上浸水が多数発生した状況であると考えています。

災害対策は地域の実情により、さまざまな対策が考えられます。議員ご指摘のように、内水処理の対策として、排水ポンプを設置することは有効な手段であると思いますが、広宇井地区の現状では、本流からの逆流や堤防の越水があることから、まずは県において、堤防の整備をしていただくことが先決であり、今後早期整備を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

ありがとうございます。何とか地域の住民の方々が途方にくれないような策をしっかりと検討していただきたいなというふうに思っております。

和歌山県が平成26年に策定をした日置川水系河川整備計画によりますと、長期整備の方針としては、おおむね20年で計画的にする旨が記載されてございます。田野井地区では、堤防改修やゲートの整備などが完了してございます。今後日置川の河川整備としてどのような工事が予定されているのでございますか。把握されている範囲で結構でございますので、お伺いをしたいと思います。

また、20年での計画であります。これらにおいては速やかに着手いただけるよう、町からも要望いただきたいと思っております。そうしたことも含めまして、お答えいただきたいと思っております。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

2級河川日置川水系河川整備計画について、ご質問いただきました。

この計画は、長期的な整備の方針として平成26年3月に策定されました日置川水系河川整備基本方針に沿って、平成29年9月に整備計画が策定され、今後、おおむね20年間で計画的に実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示した計画となっております。

河川整備の概要につきましては、矢田区のJR鉄橋付近から、田野井区の民宿川村様付近までの約2.6キロメートルの区間で河道掘削及び堤防の整備と、それから安居橋の上下流の左岸側、安居区広宇井から中嶋区付近までの間の約0.8キロメートルの区間で堤防の整備を行う計画となっております。計画の速やかな着手につきましては、議員のおっしゃるように、安居区の広宇井地区では、これまでもたびたび住家の浸水被害を受けており、昨年の台風20号でも、多くの住家で床上浸水の被害がございました。

また、計画の前倒しに関する要望につきましては、昨年9月19日付で日置川区長会、それから、日置川流域安全対策協議会の両会長連名で、町から和歌山県に対して、広宇井の堤防整備について、前倒しでの施工を強く要望していただきたいという旨の要望書の提出がさ

れてございます。町では、それを受けて、10月12日に町長、それから議長が和歌山県庁を訪れ、県土整備部長にその要望をお伝えしてまいりました。

なお、整備計画の進捗状況につきましては、今年度は矢田区のJR鉄橋上流付近におきまして、約1万6,000立米の河道掘削を施工していただいております、来年度以降も引き続き田野井橋付近までの河道掘削を施工する予定で、今後、河道掘削と並行して、堤防の整備も進めていくように伺っているところでございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

先ほどの県の計画で20年ということ、何回もお伺いしているところなんですけども、どうですか、町長。毎年のように台風がやってきて被害に遭うと。もう何回もつかっているところに、20年計画というのは少し長いように思うんですね。町長は今、六十幾つですか。20年計画というと、80歳を過ぎると思うんですけども、余りにも長過ぎる計画ではないかなというふうに思っております。毎年のように台風がやってきて、何回も何回もみんなつかっている状態の中で、この計画というのは少し長いように思うんです。もう少し、先ほど町のほうからも答弁がございましたけど、前倒しですっかりと整備計画をやっていただけたらというふうに思っております。また、要望のほうをしっかりとお願いしておきます。

さて、冒頭でも少し触れました。近年は想像もできないような被害がいきなりやってくることも多くなってございます。台風が発生する季節も長くなっておりまして、また勢力も非常に強くなっておると思っております。

そこでお伺いをいたします。昨年襲来した台風は、勢力を維持したまま上陸するなど、防災態勢をとった町職員、また消防団を初めとする関係機関の皆様の対応は大変だったと思っております。日置川地域でも、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が多くなっており、地域ごとの防災力が低下しているのでは、日置川事務所の地域防災への役割はますます大きくなっていると思っております。

そこで質問でございます。日置川地域を所管する日置川事務所では、こうした台風などが接近してきた場合、どのような体制づくり、日置川地域の体制づくりを行っているのか。また、職員数も減っている中で、土砂崩れや浸水地域への対応、高齢者の避難に対する対応、十分な措置が講じられているのか。また、日置川消防署や消防団ともどのように連携を図っているのか、地域の安全の確保に努めているのか、その辺のところ、わかりやすく説明をいただきたいと思っております。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま辻議員から災害時における日置川事務所の体制等についてご質問をいただきました。町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、町長は白浜町災害対策本部を設置することになっております。災害対策本部が設置されますと、日置川事務所、日置川教育事務所、住民交流センター、安居、市鹿野の各出張所は、日置川分室として位置づけられます。日置川分室には、白浜町消防団日置川師団から師団長及び副師団長、日置川消防署から消防署長にご参集いただき、それぞれが情報を共有し、また消防団員、消防職員、署

員、分室職員等とも情報を共有しながら、災害への対応を行っております。

また、台風接近時には、関西電力株式会社田辺水力センターから日置川事務所内に2名ないし3名の職員を配置していただき、殿山ダムの流入量、放流量の状況や今後の見込み、ダム上流の雨量など、リアルタイムで情報を提供いただき、その情報をもとにいたしまして、殿山ダムからの放流状況を、防災行政無線により日置川流域にお住まいの皆様方にお伝えしております。

次に、土砂崩れや浸水地域への対応につきましては、主に消防団員の皆さんが、地域の巡回によりそうした状況について随時日置川分室にご報告いただいております、その情報を国土交通省、紀南河川国道事務所や西牟婁振興局、状況によりましては、関西電力、NTTとも共有しながら、対応に当たっております。また、殿山ダムからの放流が1,000トンを超えますと、消防団日置川師団長は日置川分室のほうで待機をいただいております。消防団員の皆さんは、自宅での待機となっておりますが、師団長の指示により、自力避難困難者への対応等を含め、すぐに出勤できる態勢を整えていただいております。

今後も日置川事務所では、消防団、消防署、各種団体、関係機関と連携しながら、住民の皆様が安心安全に暮らせるよう、災害に強い地域づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

昨年の台風ですけれども、沿岸部に大きな爪跡を残した白浜地域または臨海地域を初め、各所で深刻な被害をもたらしたと認識してございます。日置地区の沿岸部でも、高潮による同様の被害が発生いたしました。志原海岸では高潮が堤防を越波し、道の駅志原海岸の海来館にも入り込んで、1階部分の大型冷蔵庫などが全て使えなくなっております。近くの町営住宅にも、高潮が押し寄せ、浸水するなど、大きな被害となったと記憶してございます。志原海岸では、以前より高潮対策として、町営、県営事業、潜堤護岸の設置が行われてきてございます。それでもこうした事態に至っていると。

そこで伺います。志原海岸では、今後もこうした被害が発生することは十分予想されてございます。町としては、今後海岸を管理する県に対して、何らかの対策を要望することは考えているのか、いないのか。その辺についてまたお伺いしたいと思います。

そしてまた、潜堤護岸の影響なのか、浜の砂や砂利が、堤防のほうへ打ち寄せられているのを、波が上がってくる原因の1つではないかと思っております。そうしたことへの対処などに、県に要望することも必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。近くには町の宿泊施設が隣接しています。また、隣の日置海岸でも同じような状況で、小学校や日置川事務所もでございます。早急に何らかの対処をということをお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

志原海岸及び日置海岸の防災対策についてご質問いただきました。

議員もご承知のとおり、現在、日置海岸におきましては、管理者の和歌山県が高潮対策と

して人口リーフ、潜堤ですけれども、これを4基築造する計画で事業が進められています。既に志原海岸側では、延長250メートルの人口リーフ1基が完成し、日置海岸側でも延長200メートルの人口リーフ3基が計画されておりまして、既に2基が完成しております。現在、最後の3基目の工事が行われておりまして、今年度も事業費を拡大して早期完成を目指しているように伺っております。またあわせて、田野井地区で浚渫した砂利を、県営住宅前に養浜するといった工事も行われているようにお聞きしております。

次に、志原海岸におきましては、既に人口リーフや階段護岸といった整備済みとなっておりますが、今回の台風24号の影響で、白浜町では、過去最高の潮位となる高潮により、堤防を超えてきた波で道の駅の海来館、それから村島の町営住宅が浸水するといった被害が発生したこともありまして、昨年の11月に県庁の担当者に現地視察をしていただき、実情を訴え、早急に対策を講じてほしい旨の要望を行いました。

今後、町としましても、できるだけ早く対策工事を実施していただくよう、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

この村島の町営住宅のほうも浸水したと伺っております。それについて、答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

村島の町営住宅につきましては、昨年9月の台風24号の高潮、高波によりまして、海側の3戸が床上浸水をしたため、災害見舞金を支給するとともに、町のほうで3戸分の畳の入れかえをいたしました。また、今後は、高潮等で被害が予想される場合は、事前に土のうを積むなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

その台風時ですけれども、ひとつ提案として、台風時の災害に備えて、ブルーシートの部分、また屋根の瓦が飛んだり、剥がれたり、雨漏りがするときに必要かというふうに思うんですけれども、その辺について対応していただきたいのと、また土のうの調達の部分、一度。もう土のうがないのかというような声も聞いたこともございます。少ないような気がしますので、その辺、答弁お願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいまブルーシートの備蓄と申しますか、町の備えのご質問でございます。

ブルーシート等につきましては、個々で保管されている個人の方、また自主防でも保管の部分があるかと思いますが、町のほうには備蓄がございませんので、その辺については備蓄ができるように努めていきたいと思っております。

また、土のうにつきましては、数量としましては、消防本部のほうで調達していただいておりますが、数としては十分賄えるだけの枚数といたしますか、量は備蓄できていると思っておりますので、その辺、今後も数量の備蓄につきましては、十分注意しながら、計画的に行っていきたいと受けてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

前回の台風のとくに田辺のほう、問い合わせをいたしました。そしたら、1,400枚ほどブルーシートが要ったんだよと。それは返してもらうんかと言うたら、もう渡しているだけだと、返却はないんだということを伺ってございます。買いに行ってもなかったというようなところから、備蓄をしていただきたいなというふうに思っております。よろしく頼みます。

次に行きます。日置川地域では、自分では対処できない高齢者の割合がますます大きくなってございます。これからもいろいろなさまざまな災害がやってくると思っております。そうした際にも、十分対応できるよう、日ごろから体制づくりについて議論を重ねていただきたいと思っております。台風が接近した際には、副町長も24時間体制で、日置川事務所に詰めていただいておりますと聞いてございます。日置川地域の現状を直接見ていただくことができ、大変うれしく思っております。旧白浜町にはないダムの放流、また山間部が多いことから、道路や農林水産業施設への災害が非常に多く発生するという地理的なこともございます。町長も台風が過ぎ去った後に、地域の被害状況や被災者を見舞われ、感じられたこともあろうかと思っております。今後、町長としてどのようにした地域の防災対策を進めるのかお伺いして、防災に対しての質問を終わりたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外（町 長）

昨年の台風20号、21号、24号による日置川地域の被害状況は承知しておりますとともに、改めて水害の恐ろしさを痛感いたしました。

町といたしましても、今回の被災の教訓をもとに、今後も関係機関との連携を図りつつ、ハード対策として、日置川の早期河川整備を県に要望していくとともに、防災行政無線設備の換装事業による拡声子局の増設と、機能充実による難聴地域の解消、あるいは関西電力と連携して、殿山ダム放流情報の放送及び各種避難施設の整備を計画的に実施します。

ソフト対策として、気象情報の早期入手に努め、避難情報の発令、及び避難所の早期開設等の各種防犯、防災対策を積極的に推進してまいりてまいります。

しかしながら、小さな白浜町が行える公助には限界があります。命を守るためには、物と心、すなわち物心両面の準備が必要です。自助と共助が必要不可欠です。住民の方々におかれましても、今回の被災を教訓に、平素からご家族やご近所の方々等とよく話され、水害が予想される場合、どのようにするべきか、安否確認の手段は、避難準備は、経路は、自宅待機をする場合や避難所への避難するために何を準備しておけばよいか等、さまざまな対策を講じて、災害に備えていただきたいと存じます。

また、町といたしましても広報等通じて、さらなる啓発に努めてまいりたいと思っていま

す。

○議 長

1つ目の防災についての質問は終わりました。次に空き家対策と地域振興についての質問を許可いたします。

11番 辻君（登壇）

○11 番

日置川地域における空き家対策と地域振興ということで、お伺いしたいと思っております。

町の空き家対策と地域振興につきまして、少し質問させていただきたいと思っております。全国的に少子高齢化が大きな問題になってきているかと思っております。日本の人口も減少していくことが予想されております。特に地方にとっては、非常に大きな問題でもあります。地域で生まれた子どもたちが高校など卒業し、同時にその多くが就職や進学で都会へ出ていく、故郷を離れていく。こうしたことも背景に地方の人口は今後も大きく減少をしていくと思われております。こうした現状を打開するためにも、国を先頭に地方創生の名のもとに、さまざまな施策が講じられ始めたところであると、私も認識をしているところでございます。

町内を見ますと、特に日置川地域で、こうしたことが深刻な問題となっております。川添地域では、保育園、小中学校が統合されたところで、今まで以上に若者が帰ってくる機会がなくなってきていると感じてございます。三舞地域でも、近い将来そうなるのではないかと、私自身は危惧しているところでございます。

こうした状況下で少し問題になっているのが、住む人がいなくなった、いわゆる空き家がふえてきているというところでございます。日置川地区の町なかでも、かなりふえてきていると聞いてございます。また、私の住んでる地元、安宅です。そちらのほうも結構空き家がふえてきてございます。実際、車で通ってみますと、住む人がなく、出入りがされていないためか、荒れて崩れかかっている家屋も目につくようになってきたと思っております。

こうした管理されていない空き家の扱いについて、少し質問したいと思っております。これから、春、夏を迎え、台風がやってくる季節となっております。そうした中で、こうした空き家の存在、家の破片が飛ぶ、周辺に住む方々にとっては、不安であったり、また危険であると思っております。日置川事務所でも、そうした状況は十分把握をされているかと思っております。屋根が下がって、瓦も落ちそうになっているような空き家も見受けられ、赤い三角コーンを置くなど、対処しているところもあったかと思っております。

町として、そうした建物に対して、所有者に直接連絡をすとか、何か対処を求めているのか。特に台風接近時など、現所有者に対策を求めているのか、その辺についてお伺いをしたいというふうに思っております。

○議 長

辻議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

空き家対策についてご質問いただきました。白浜町の空き家の状況につきましては、以前全員協議会でもご報告いたしましたけれども、平成28年度に町内全域を対象に実態調査をした結果、空き家と想定される家屋等は1,272棟存在しておりまして、そのうち、日置

川地域には、約半数の606棟の空き家があると報告されてございます。現在、町では、実態調査で倒壊のおそれがあるなど、緊急度が高いと判定された空き家や、近隣住民から相談や苦情が寄せられている空き家等の所有者に対し、写真で状況をお知らせし、適正な管理を促す文書を送付する等の対策を行ってございます。現状では、すぐに対応していただける方、全く連絡もいただけない方などさまざまですが、今後は正にに応じていただけない所有者等に対しましては、白浜町空き家等対策計画に基づきまして、より強い措置を講じ、管理不十分な危険な空き家に対する取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、経済的な理由で空き家を取り壊せない所有者が多いということをよくお聞きしまして、平成31年度より除却費用の一部を補助する不良空き家等除却補助金制度を設けまして、不良空き家の除却を推進し、居住環境の整備改善に努めていきたいと考えており、当初予算案にも計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

まずもって、具体的に1つお聞きしたいんです。日置川の本町通りです。赤色コーンを置いてございます。沿岸のパチンコ店の跡とか、社会福祉協議会の入り口付近の国道沿いに、3階建てですか、壁の剥がれたところが、道のほうへということ、何点かございますけども、それらについての対応はいかがだったでしょう。ご答弁いただきます。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

この場で具体的な状況を全て申し上げるということではできませんけれども、ただいま議員からご指摘のあった物件につきましては、町のほうで所有者等特定し、既に適正管理の依頼文書を送付して対応しているところでございます。今のところ、対応していただけない状況になっておりますので、今後とも粘り強く改善を求めていきたいと考えています。

また、パチンコ店とかそういうところは別になってくるんですが、一般の住宅で不良空き家になっている物件につきましては、今後、不良空き家等除却補助金制度が運用された段階で、再度、制度案内も含めて除却の依頼をしていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

人が住まなくなれば、すぐに家は朽ちていくと。地域の高齢化が進んで人口が減っていけば、当然、あちらこちらで起こってくることであると思ひてございます。特に日置川筋では、これから顕著になっていくものと思ひてございます。こうした状況を少しでも抑制するためには、他の地域からの移住者や都会に行った子どもたちが帰ってきやすい施策を町がつくってあげることが必要であると思ひてございます。

日置川地域では空き家バンクというものを行っていると伺ひてございます。こうした取り組みは正直、余り皆さん周知されていないんじゃないかというふうにも思ひてございます。住んでみたいと思ひう人に対して、もっと具体的な柔軟な取り組みが必要ではないかというふ

うに思っております。近隣の町も含めて、他の市町村ではこうした空き家を利活用するユーモアのある取り組みがなされているかとも思っております。過疎部、日置川地域では、そうした取り組みを進めることで、少しずつではありますが、空き家の解消にもつながるのでしょうか、地域での活性化にもつながると思っております。そのあたり、どのようにお考えを持たれているのか。空き家を活用し、定住促進、あるいはU I J ターン者を迎えるための取り組みを行っていく予定はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、こうした移住を希望する方々に対して、補助金等々あるのかないか。町独自で行っている施策は現在あるのかないかということについても、あわせてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

空き家の活用と定住促進についてご質問いただきました。

和歌山県では空き家を有効利用し、県外からの若者を呼び入れるため、移住・定住大作戦という事業を展開しております。この事業は、県が指定する移住推進地域における暮らし、仕事、住まいの3つの側面を支援し、移住をサポートするもので、その中の住まいの支援は議員ご質問の空き家を活用した定住の支援となります。空き家を活用し、住まいを確保するため、和歌山県定住支援機構が空き家バンクを管理運営しておりますが、登録は所有者からの申請に基づきます。日置川地域の空き家物件は、現在9軒登録されております。また、空き家の改修補助金としまして、1軒当たり最大80万円の助成、家財道具の整理撤去費として1軒当たり最大10万円の助成がございます。このように、和歌山県では県外からの移住に対し、さまざまな支援を行っているほか、東京、大阪、和歌山に定住サポートセンターを設置し、相談窓口となっております。

現在、白浜町独自の補助金制度はございませんが、日置川事務所内に移住相談窓口としてワンストップパーソンを置き、県外から移住したいという問い合わせがあった場合には、相談や現地案内等を行っているところでございますので、引き続きまして、和歌山県の移住定住施策と連携を密にしなが、定住対策に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

白浜町と日置川町が合併してから、既に10年以上たっております。高速道路の日置川インターもできて、大きく交通が便利になったということで、就労エリア、白浜、田辺、県内への通勤が格段とよくなったと思っております。山間部でも、県道白浜久木線、今、行っておりますけれども、田辺市や上富田町に住まなくても十分に通勤ができる、このことを売りにしながら、定住促進策をもって、積極的に進める必要があると思うんですが、それらについてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

定住対策についてご質問いただきました。

議員のおっしゃるように、紀勢自動車道が開通したことにより、市街地等への交通アクセスが格段によくなり、将来、県道白浜久木線が開通すれば、中山間地域から隣町や市街地への交通アクセスがよくなりますので、定住促進にもつながると考えてございます。

日置川地域の移住推進につきましては、和歌山県が毎年作成しております田舎暮らしに関する冊子に、白浜町のホームページを設けていただき、日置川地域の紹介等を掲載していただいております。そのほかにも、和歌山県が主催する移住相談会、日置川地域を知っていただくための現地体験会の開催も行われております。また、総務省が管理しております各市町村の移住に関するホームページ、全国移住ナビと申しますが、そこに白浜町のページが設けられておりますので、さまざまな場面で市街地アクセスの向上を盛り込みながら、日置川地域の魅力を発信してまいりたいと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

過疎部でのUIJターンを支援し、ふやしていくことはさまざまな課題も伴って、難しい面もあろうかと思っております。しかし、一方で、移住者自身が自分で空き家を探して、買い取って住んでいるという方もいらっしゃる。そういう方に対するフォローの場というのにも必要ではないかと考えてございます。古座川町では移住者たちが集う場もあるようにお聞きしてございます。日置川地域に移住してきている人もそこそこにいると思っております。日置川事務所が中心となって、きちっとアフターフォローすることで、移住してきた方がさらによい情報を全国に発信してくれる、このように思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番外（日置川事務所長）

移住された方のアフターフォローについてご質問いただきました。

移住された方々は、初めて住む地域で不安や疑問、とまどいを抱えながら過ごされていると思います。それと同時に、私たちが気づかない地域の課題やさまざまなアイデアをお持ちかと考えてございます。そのようなことを踏まえ、昨年、平成29年度でございますけれども、日置川事務所では、移住された方々を対象にしまして、移住者交流会の開催を計画し、移住されてこられました7組の方々にアンケート調査を兼ねて、交流会への参加をお願いした経過がございます。

結果といたしましては、参加を希望される方が少なく、交流会の開催には至りませんでした。参加希望者が少なかった理由を精査いたしまして、再度交流会の開催を計画するのか、それとも違った形で移住者の意見をお伺いできるような機会を設けるのか、現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、移住された方へのフォローアップ、またお話をお伺いすることにつきましては、双方にとって非常に有意義なことであると考えておりますので、今後も積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

日置川地域で地域おこし協力隊を募集し、地域での活動を行っていただいていると伺って
ございます。もう5年ほどになるのでしょうか。以前は南紀州交流公社での活動、また現在は
川添茶の栽培などを手伝っていると伺ってございます。この協力隊の今までの活動経過に
ついて、少しお伺いをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

地域おこし協力隊について、ご質問いただきました。

日置川地域では平成29年1月に1名の方を地域おこし協力隊として委嘱し、議員がおつ
しゃられるように、一般社団法人南紀州交流公社や地域の方々が行う体験型観光や民泊の推
進に関する支援を目的に、主に三舞地域で活動いただいていたところでございます。残念
ながら、この隊員につきましては、昨年5月、一身上の都合で退任されております。後任と
なる隊員の補充につきましては、速やかに募集を行いましたが、応募者が少ないこと、応募
があっても、面接前後で辞退されるなどが続き、先月まで募集を続ける結果となってござい
ます。幸いにしまして、今月に入りまして、1名の応募がございましたので、近く面接を行
う予定としてございます。また、今年度、新たに川添地域を中心とした地域資源の発掘、振
興に関する支援を目的に、地域おこし協力隊を1名委嘱してございます。現在、取り組んで
おります具体的な活動内容につきましては、日置川の特産品である川添茶の保全作業、各種
イベント等に参加し、川添茶をふるまいながらPR活動をするとともに、都市部からの移住
希望者向け現地体験会では、地域の案内、みずからの体験などを交えながら、移住促進を支
援するなど、幅広く活動を行っていただいております。

なお、地域おこし協力隊の居住先につきましては、活動拠点が川添地域であること、また
お借りすることのできる空き家も当該地域で見つけることができましたので、現在、川添地
域に住まわれてございます。日置川事務所といたしましても、基本的には活動拠点でお借り
できる空き家などがございましたら、そちらに住んでいただき、休日などは地域活動等に参
加しながら、地域の人、それからよさを知っていただき、定住につながっていくことを期待
しているところでございます。

以上です。

○議 長

通告時間が60分となっておりますので、そろそろまとめていただきますようお願いいた
します。

11番 辻君（登壇）

○11 番

ひとつ提案ということで、地域の協力隊の方々に、若者定住の施策、あるいはU I J ター
ンの施策等々を考えていただく。そして地域の若い世代の方々と一緒に考える場をもってい
ただくというソフト面での取り組みについて、組織づくりをお願いしたいと思いますが、そ
の点についていかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

現在、川添地域で活動いただいております地域おこし協力隊につきましては、休日などは地域活動にも積極的に参加していただいております。議員がおっしゃられるように、地域の若い方々と一緒に考える場を設けることは、非常に大切であると考えますが、まずは県外から移住してきた隊員みずから、その地域に住む幅広い世代の方々とお話しできるような機会に、積極的に参加していただくことも大事かと考えてございます。地域の方々と触れ合う機会がふえれば、気軽に対話できるようになりますし、お互いを理解し合うことで、過疎化が進む地域で暮らしてきた者の率直な意見、そして、移住者の目線で、意見交換だけではなく、地域の活性化策等も話し合えるのではないかと考えてございます。日置川事務所といたしましても、まずは地域おこし協力隊が地域で活動しやすい環境が整うようサポートして、それから議員がおっしゃるような取り組みにつなげればというふうに考えてございますので、ご理解をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

空き家バンクだけでは少し手薄だというふうに思っております。ソフト面、ハード面、日置川事務所を中心として、しっかりと今後とも取り組んでいただきたいと。議会へも報告していただきたいというふうに思っております。議論ができる場であると思っておりますので、このあたりいかがでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）

先ほどの答弁と重複いたしますが、和歌山県が進める移住・定住大作戦では、暮らし、仕事、住まいの3つの側面を支援し、移住をサポートいたします。奇抜な定住対策とまではいきませんが、その支援内容には、行政が広く定住を促進、支援する上で、現実的な非常に充実した内容であると考えてございます。もちろん、過疎対策は合併以前からの最重要課題であり、日置川事務所が中心となって考え、取り組んでいくことには変わりがございます。また、日置川地域には、定住対策だけでなく、さまざまな課題もございますので、新たな取り組みも含めまして、適時議員の皆様方にご報告、ご説明させていただく機会をつくってまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

11番 辻君（登壇）

○11 番

もう時間的にも終わりたいと思っておりますので、もう1点最後に。過疎地域でございます、いろんな課題等が山積みしてございます。大きな課題、空き家対策については、まさにこれからの大きな課題となってくるところでございます。全国の自治体では、空き家住宅をリフォームして、田舎暮らしUIJターンを一定期間体験できる制度をつくったり、空き家改修に補助する、また移住者の就労支援のサポートなど、競ってさまざまな取り組みがなされているかと思っております。そうしたところを参考にさせていただいて、日置川地域にマッチした、見合った取り組み、施策で、空き家の利活用と地域振興を積極的に進めていただければというふうに思っております。

最後に、町長のお考えをいただきまして、終わりたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

日置川地域にマッチした施策で、空き家の利活用と地域振興を積極的に進めていただきたいとのご提言でございますが、空き家を活用した定住対策につきましては、今後ますますふえるであろうという考えを持っております。このふえるであろう空き家と周辺環境に与える影響、また移住定住を促進する上で、課題となる住居探しを一定的に解消できるような有効な手段であると考えております。特に、空き家対策につきましては、日置川地域だけでなく、白浜町全体の課題だというふうに認識しております。日置川地域は、移住推進地域に指定されておりますので、和歌山県の充実した移住・定住制度を活用することができます。もちろん、和歌山県下のみならず、全国の多くの自治体が少子高齢化や過疎化への課題を抱えていますので、移住・定住施策を展開する自治体は数多くございます。そのような中で、地域資源や地域固有の特色を生かして、若年層から老年層まで豊かに暮らせる新しい町を創造すべく、過疎地域自立促進特別措置法に基づく白浜町（日置川地域）過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策に取り組んでまいりました。現行の過疎法につきましては、平成33年3月で法期限を迎えることから、今後、国の新たな過疎対策を注視してまいりたいと考えております。

また、白浜町には昨年4月に策定いたしました町の最上位計画であり、白浜町全域の施策を網羅した第2次白浜町長期総合計画もございます。こうした計画や国、県の制度を最大限活用しながら、日置川地域にマッチした過疎対策や移住定住対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上をもちまして、辻君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時07分 再開 11時15分）

○議 長

再開します。

5番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一問一答形式でございます。通告質問時間は40分でございます。それでは、丸本君の使用済み核燃料、中間貯蔵施設受け入れ拒否の条例をという質問を許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。5番、丸本です。

使用済み核燃料受け入れ拒否の条例をということで、一昨年、2017年11月に、関西電力社長と福井県知事との間で、2018年中に福井県外に中間貯蔵施設の候補地を示すと約束をしていたが、その約束が守られず、いまだに候補地が未定の中、日置に来るのではと、町内外のたくさんの住民が心配をしています。そこで質問であります。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から8年になります。東京電力福島第一原発が被害を受け、日本の電力会社を頂点とする原発業界は、大きな打撃を受けたことと思

ます。原発事故当時、国内では54基の原発のうち27基の原発が稼働していたのが、順次定期検査でとまり、福島原発事故の翌年、2012年5月には、国内で稼働している原発はゼロになりましたが、電力不足による停電が起きたとは聞きませんでした。

しかし、政府は昨年7月、閣議決定したエネルギー基本計画には、原発を重要なベース電源と位置づけしています。現在、国内で稼働している原発は九州で4基、四国で1基、関西電力は福井県で4基の原発を稼働し、国内で合計9基の原発が稼働しているとのことです。原発が稼働すれば、使用済み核燃料が出てきます。一昨年2017年7月に使用済み核燃料再処理で出る高レベル放射性廃棄物、核のごみの最終処分地をめぐり、国は調査対象となり得るマップを公表しました。過日、マップを活用した説明会が県内で行われました。国内には、高レベル放射性廃棄物を管理しておく最終処分場はありません。また、使用済み核燃料を再処理する施設も、長年にわたり動いていないとのことです。

そのような中で、原発再稼働が進められております。使用済み核燃料を再処理する施設も動いていない。現状では、再稼働が進めば、中間貯蔵施設が必要になってきます。中間貯蔵施設がない中、燃料プールが満杯に近くなってきているとのことです。そのような中、関西電力は、中間貯蔵施設建設を喫緊の課題として福井県外に土地を探しているものと思います。井潤町長は、昨年9月議会で、中間貯蔵施設は受け入れることは考えておりません、仮に将来的に事業者等から申し入れがあったとしても、協議を行う考えはありませんと発言しています。中間貯蔵施設について、受け入れ拒否の考えを述べられたわけですが、これは、非常に重要な判断を示されたものと私は高く評価しています。

私は一昨年2017年9月議会で、最終処分場について質問をしております。井潤町長はそのとき、最終処分場の受け入れについて拒否の姿勢を示しました。原発が再稼働すれば、使用済み核燃料が出てまいります。中間貯蔵施設や最終処分場の受け入れ拒否を議会で発言されたことは、原発再稼働に反対と理解してよろしいのでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議 長

丸本議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員より、原発再稼働に対する私の考えについてご質問いただきました。

議員ご指摘のように、原発につきましては、現在のエネルギー基本計画におきまして、安全性が確認されれば再稼働させるほか、依存度を可能な限り低減させるとしています。また、原発に頼らずにエネルギーである電力を確保するためには、再生可能エネルギーや化石燃料によるエネルギーに頼らなければなりません。そこにおいても、発電量の安定性に伴う電力供給量の低下や計画停電の実施、コストの増大や地球温暖化といったさまざまな課題が生じてきます。このように、原発再稼働を含むエネルギー政策につきましては、安全性や経済性、安定供給といったさまざまな問題、課題があり、国の責任において進めていくべき課題であり、私自身が判断すべき問題ではないと考えています。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

確認しておきますけども、反対とも賛成でもないけども、反対でもないということですね。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

私が、この一首長として原発について言える立場ではございません。私が決める問題ではございませんので、国の責任において進めていくべき課題だというふうに認識しております。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

反対とも賛成ともこの場では言わんということやな。言えんやったらよろしいです。

中間貯蔵施設や最終処分場が決まらない中、見切り発車的に原発が再稼働を進める原子力行政のあり方について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

先ほど申し上げましたとおり、原子力行政のあり方につきましては、現在のエネルギー基本計画におきまして進められているものであり、国や電力会社が責任をもって国民の理解を得た上で進めていくことが必要不可欠だというふうに認識をしております。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

中間貯蔵施設については、関西電力が所有する福井県にある大飯原発再稼働に向けて、福井県西川知事と関西電力社長が2017年11月に、2018年中に福井県外に候補地を選定するとの約束をしていたのが、その約束が守れなかったために、昨年2018年12月26日に、福井県庁へおわびに行かれています。報道によりますと、関西電力が複数の自治体と交渉を進めていたとあり、2018年中に公表できなかったその理由として、調整過程で関係者により丁寧に説明する必要が生じた。今後の候補地選定については、来年2020年ごろに建設場所を確定させる計画との新聞の記事が出ておりました。関西電力社長は、中間貯蔵施設について、複数の自治体と交渉を進めていたとあります。

昨年9月議会での中間貯蔵施設受け入れ拒否、話し合い拒否の発言から、6カ月がたちました。白浜町に中間貯蔵施設の話が関西電力や国また県からありませんでしたか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

前回、答弁いたしました以降につきましても、国や電力会社また県から中間貯蔵施設に関する相談や申し入れなどは一切ございません。

○議 長
5番 丸本君(登壇)

○5 番

現職の某和歌山県議会議員が、ことしに入り配布した県政報告のビラに、中間貯蔵施設についての記述がございます。ビラには次のように書かれています。某政党の広報誌等では、

関西電力が日置川地域等の所有地に、中間貯蔵施設をつくる可能性があるとして流布し、町民の不安をあおっていますが、私が関西電力に具体的な計画はあるのか確認したところ、そのような計画はありませんとの返事を受けています。白浜町長も議会で受け入れることも考えておりませんが、将来的に事業者等から申し入れがあったとしても、受け入れの協議を行う考えはありませんと、明確に否定しています。私はこの不毛の論争にピリオドを打つことを願って、関西電力の日置川地域の所有地を、原子力関連施設以外に有効活用するよう提案しますと、現職県議会議員が配布した県政報告ビラに書かれています。

福島原発事故の翌年、平成24年5月に県政報告ビラを配布した某議員の所属する某政党が、電力の安定供給に関する緊急要望を関西電力に提出しています。要望書には、大飯原発3、4号機のみならず、安全が確認された原発の一刻も早い再稼働を求めている要望です。この要望書には、中間貯蔵施設について不毛の論争と切って捨てたような内容のビラを配布した現職の県議会議員の名前も出ています。私が理解に苦しむのは、関西電力の一刻も早い原発再稼働を求めておきながら、一方では関西電力に中間貯蔵施設の具体的な計画を確認したところ、そのような計画はありませんとの返事を受けたとのことですが、それでは、どこへ関西電力は中間貯蔵施設をつくる計画なのか、県政報告には書かれていません。県政報告を読んだ住民から、中間貯蔵施設は日置にはもう来ないのかと聞かれたことがあります。日置等に関西電力は中間貯蔵施設の建設計画がないということですが、果たして本当に計画が今の時点でもないのでしょうか。2018年中に中間貯蔵施設の計画地点を示すとした福井県知事との約束に関西電力は守れませんでした。ビラを配布した現職県議は、関西電力へ再稼働を求めています。中間貯蔵施設、最終処分場、再処理施設などの課題が山積し、解決できていない中での見切り発車、原発再稼働の要望です。現職県議会議員は、中間貯蔵施設について関西電力から計画はないとの返事を受けたとのことですが、しかし、福井県知事との間で、2018年中に福井県外に候補地を示すとの約束に関西電力は守れなかったわけです。

関西電力から計画がないとの返事を受けたからといって、その言葉は果たしてそのまま信じていいのでしょうか。昨年12月の報道では、候補地を示せなかったことについて、関西電力の社長は、その理由として、複数の自治体と交渉を進めていたとあり、今後の調整、交渉の支障になりかねないので、地点を示すのは控えるとのこと。要するに、中間貯蔵建設立地については、複数の自治体と水面下で交渉していることを社長がみずから公表したわけであり。どこかの複数の自治体と水面下で交渉している中、交渉先を公表するとは考えられません。核の施設の立地が水面下で動くのは、日置川原発の歴史を振り返ればよくわかります。昭和51年2月6日、旧日置川町で臨時議会が開かれ、笠甫、口吸の土地、約66万平方メートルを開発公社から4億5,300万円で町が買い取りをし、同日に12億5,900万円で関西電力に売却をしております。この土地は、昭和46年、日置川町土地開発公社が発足し、その翌年の昭和47年から約5年間で所有者から買い取りをしたとのこと。土地は所有者から開発公社へ、開発公社から旧日置川町へ、旧日置川町から関西電力へと所有権が移ったわけですので。なぜ水面下で計画を進めるのか。計画が水面に浮かび、その姿を見せると反対運動が起き、計画が潰れるからと私は思います。

井潤町長は、受け入れについては考えていない、受け入れの協議にも応じないと、昨年9月の定例会で明確に否定していますが、しかし町長の任期は4年であり、いつかは次の町長

にバトンを渡さなければなりません。次期白浜町長が井澗町長と中間貯蔵施設について同じ考えかどうかわかりません。昨年11月に、白浜会館で行われた小泉元首相を迎えて、「原発ゼロ、核のゴミいらん」の演題で講演が開かれ、会場いっぱいになるぐらいのたくさんの方が来られていました。中間貯蔵施設について心配する町内外の住民がたくさんおられると確信をしました。

不安を抱く町内外の住民がいる中、昨年6月議会で中間貯蔵施設、核の施設を受け入れない条例を制定すべきではと提案、質問をしました。答弁では、慎重に検討を行い、必要とあれば、議会とも相談したいと答弁いただいています。質問から9カ月になります。9カ月あれば慎重に検討を行えたことと思います。この間、核の施設の条例について、必要とあれば、議会とも相談したいということでありましたが、いまだに何の相談もいただけておりません。条例制定は必要でないとの考えであると思われませんが、核の施設の受け入れ拒否をより完全にするには、条例制定が必要であると思います。条例制定は必要であるのか、あるいは不必要か、町長の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

前回の答弁と重複しますが、ご指摘の条例の制定につきましては、国や県、あるいは事業者から具体的な話や申し入れはなく、また受け入れる考えはないと、私の考えを申し上げてきたところであり、条例制定の必要性はないと考えております。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

必要がない。でしたら、次の町長は、私、質問の中で言うところでしょう。井澗町長と中間貯蔵について同じ考えか。次期の町長、同じ考えやったら、町長の言うこともわからんことではありません。しかし、いつかは誰かにバトンを渡さなあかん。自分の時代は確かに考えが変わらんかもわからん。小泉元総理も言うてました。人間の考えは変わると。必要でないと言っていることと、何で条例制定できんですか。何か不都合なことがあるんですか、これ。費用もかかるんですか。予算が必要になってきますか、これ。答弁してください。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今のご質問といいますか、仮に私の後ということで、次の町長がということをお考えいただいているのかもわかりませんが、それについては、私は次の町長が判断すべき事柄ではないかというふうに思っております。

もう1つは、やはり今現在、私に関して言えば、私は明確に今までの経緯からしまして、必要性、この条例については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはり私自身が受け入れる考えはないというふうに明確に今までも答弁してまいりましたし、条例制定の必要は今現在は全くないというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長のお考えは変わらないと思いますけども、実際、変わったんですよ。受け入れる考えはない。しかし、話し合いには応じると。それが責務やまで言うたんですよ、過去には。その後、昨年9月の定例会で、協議、話し合い、受け入れについての話し合いにも応じます。受け入れる考えはないというのは、それまでずっと言ってるんです。去年の6月議会でおっしゃったんですよ。それが責務やと。話し合いに応じるのが。あなたも考えが変わる。小泉首相も、私も原発について変わったと。条例制定して、縛りをかけなあかんと違うんですか。次の町長も、中間貯蔵については、わからん、誰になるか。でも、いずれ引き継がなあかん。町政を引き継いでいくんや。中間貯蔵施設について、その町長、次の町長が今の井瀬町長と同じ考えか何かわからんでしょう。もう一回答弁してください。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外(町 長)

今、丸本議員から、先の話といたしますか、私が町長を続けられる間、あるいはその先の、また新しい町長が就任したときにということでございますので、それについては、私自身は、やはり次の町長が判断すべきだというふうに考えておりますし、当然私自身も、今現在はその条例を制定する考えはないということで、理由は先ほど申し上げたとおりでございます。県や国、あるいは事業者からの具体的な申し出もなく、そして、今までも、私は中間貯蔵施設を受け入れる考えはない、あるいは協議をすることもないということを確認して申し上げてきたわけでございますので、その上に立っての判断でございますので、条例制定する必要はないというふうに考えておるところでございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

答弁が変わらないのやったら、あれなんですけども、今の答弁を聞いたら町民はちょっと不安に感じる場所がありますよ。条例をつくるのに予算が要るんやとか、そういう理由やったらですけども、何も要らない。つくると言うたら、それで済む話やないですか、でしょう。1回変わってるんやから、あなたも。発言が、昨年6月と9月の間で、話し合いに応じるから応じんと。協議に応じるから応じんと変わってるんですから、今はまだもとの戻る可能性もあります、今話を聞いていたら。

某県議員が配布したビラに、白浜町長の議会発言が出ています。現職の某県議員がビラで、日置川地域等で中間貯蔵施設の計画はないとの返事が関西電力からあったとのことですが、白浜町長に関西電力から日置川地域等に中間貯蔵施設はつくらないとの、このような話、つくらんという話は聞いておりますか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のような話はありません。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

井澗町長は、中間貯蔵施設を受け入れる考えがなく、受け入れの協議にも応じないとのことですが、より完全に受け入れ拒否の姿勢を示すため、条例制定し、中間貯蔵施設や最終処分場など核の施設の受け入れを条例上ストップさせることが必要だと私は思います。またそのことが、住民の不安を軽減することにつながってくると思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

前回も答弁いたしました。住民の方の不安を軽減するために、中間貯蔵施設や最終処分場を受け入れる考えはないと表明したところでございます。私としましては、施設を受け入れる考えもなく、条例制定の必要性はないというふうに考えてございます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

今回の質問は、核の施設、中間貯蔵施設、最終処分場の受け入れ拒否の本気度、本当かな、今の話を聞いていたら。条例の話を聞いていたら。本気度を知りたいため、お聞きしました。受け入れ拒否が本気であれば、議会で条例制定すると断言できると思いますよ。

再度お聞きします。条例制定すると断言して、そして、町民の不安の軽減、払拭すべきではないと思いますけども、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

中間貯蔵施設につきましては、これまで、先ほどから申し上げていますように、事業者等から何の申し入れもない中、受け入れる考えはない、受け入れの協議を行う考えもないと、私の考えを明確に申し上げてきたところであります。今後も、この私の考えを丁寧に町民の皆様にご説明してまいりたいと考えております。よって、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、私としましては、施設を受け入れる考えもなく、条例制定の必要性はないと考えております。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5 番

町長、去年の6月にその中間貯蔵施設について、話し合いに応じるのが責務やて、井澗町長、議会で発言されてるんですね。9月議会では、町長の挨拶の中で、受け入れる考えはないと。話し合いにも応じん、協議に応じん、こう発言されて、変わってん。変わった理由を言ってください。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

一般論としましては、やはり国や県、あるいは事業者さんから、その時点でどういう話があるかわかりません。どんな話があるかわからない中で、一般論としまして、私はや

はりそういった申し出やとかそういった話の協議の場が必要とあれば、それは応じていくのが町の責務だというふうに考えてございました。

しかしながら、具体的に中間貯蔵施設とか、最終処分場の高レベル廃棄物の最終処分場については、やはり一定の理解が、私自身も進んでございませんでしたので、その後、やはり検証した結果、私としましては、現時点で、そういった国や県から、あるいは事業者からの具体的な申し出や話はございませんので、やはりここは町民の皆様に丁寧にもう一度私の考えを申し上げたほうがよいということで、話をそういうような形で協議する考えはないと、あるいは受け入れる考えはないというふうな形で、まとめた次第でございます。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

条例制定が、町長は必要がないと、自分はこういう考えやから必要ないということやけども、それでは、町長、本気度、どれだけ本気なんやと。町民はちょっと不信感が出てくると思いますよ。町長が、トップが、その考えやったら、ちょっとグレーです。私が受け入れる考えがないから、条例は必要ないという。次の町長がどういう町長が出てくるかもわからん。イエス、ノーをはっきりしたらいいんじゃないですか。何がどっか、忖度、そういう言葉、去年、よう出ていますけど、そういう考え。条例ができん、つくれん理由が定かでない。

次、行きます。関西電力は今、福井県で4基の原発を稼働させているとのこと。再稼働する場合の同意は、県と原発が立地する自治体だけで、周辺自治体の同意権を関西電力は認めていないとのことでございます。中間貯蔵施設についても、地元同意だけで建設ができるのであれば、候補地に決まれば、周辺自治体から懸念する声が出てくると考えられます。関西電力社長は、複数の自治体と交渉を進めていると公表しています。

町長にお聞きします。中間貯蔵施設について、国や県、関西電力と水面下で協議していない、また今後も議会で発言したように、協議はしないと断言していただけますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

中間貯蔵施設につきましては、先ほどから申し上げているとおり、受け入れる考えはございませんし、仮に、将来的に事業者等から申し入れがあったとしても、受け入れの協議や交渉を行う考えはありません。以前より申し上げておりますが、中間貯蔵施設の受け入れを前提とした交渉は行いません。公式であれ、非公式であれ、受け入れの協議や交渉を行う考えはございません。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

新聞の報道では、関西電力社長、昨年12月26日の報道をしてみますと、中間貯蔵施設について、複数の自治体と交渉していると。その複数の自治体の名前は出せん。どこかわからんのですよ。白浜ではないとは新聞には出てなかったです。水面下で交渉していると。公表はできんということは、関西電力も、自治体も、どこの自治体、わからんのですよ。日置川原発のときでもそうです。議会で土地の処分、そのときに初めてわかった、水面下で。

白浜町とは話し合いの協議をしていないとか、そんな新聞報道がないんですよ。町民の中に心配する声があるんです。そのことをよう肝に銘じておいてください。どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

肝に銘じて考えておきます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5番

昭和51年の旧日置川町議会で、日置川原発計画が、水面にその姿をあらわしました。その後、町長選挙などで、町を二分するような争いが10年以上続いた記憶がございます。先人が苦勞し、核の施設のない自然豊かな日置川の地を残してくれました。白浜の基幹産業は、言うまでもなく観光産業と農林水産業だと認識しております。核の施設である使用済み核燃料貯蔵施設と、観光産業は両立するとは思えません。先人から引き継いだ自然豊かなこの紀南の地を後世へ引き継ぐのが、我々の責務であると思いますが、いかがでございましょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

議員ご指摘のように、白浜町は観光産業や農林水産業が中心となって発展してまいりました。また、白浜町の将来は、観光産業の進展にかかっていると考えています。白浜町の目指すところは、私の公約、スローガンでもあります「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現であり、豊かな自然環境や資源を後世に引き継ぐ責務が私にはあると考えています。一方、中間貯蔵施設につきましては、私の公約にも第2次白浜町長期総合計画にもございません。したがって、以前から申し上げておりますように、受け入れることは考えておりませんし、仮に将来的に事業者等から申し入れがあったとしても、受け入れの協議を行う考えはありません。古き時代から先人が築き上げてきた白浜町を、より魅力的な町として次世代に残せるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議 長

5番 丸本君(登壇)

○5番

最後にお聞きしたいんですけども、9ヶ月間検討してきたと、条例ですよ。いつ検討されたんですか。どのような場で。検討した結果、不必要と、条例制定が不必要と、この答弁なんでしょう。いつ、どういう場で検討された。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

この質問についての回答といいますか、私の考え方は、もちろん課長会の中でも話をしておりますし、協議の場ではもちろん課題として出ております。

○議 長

5番 丸本君（登壇）

○5 番

わかりました。

以上で終わります。

○議長 長

この通告をいただいて、当局側は、一定のこれに関係する協議をして答弁をやっておるわけですから、協議をしていないということはないです。その辺を少しご理解いただきまして、一般質問をしていただきたいと思いますと思っておりますので。

これで、一般質問を終わります。

休憩します。

（休憩 11 時 56 分 再開 13 時 00 分）

○議長 長

再開します。

10番 水上君の一般質問を許可いたします。

水上君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分であります。質問の事項につきましては、交通安全対策の現状と課題、それに、道路整備についてはどうかということでございますので、よろしく願いいたします。それでは、許可いたします。

10番 水上君（登壇）

○10 番

議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。今回質問事項に上げております交通安全対策の現状と課題、道路整備についてということで、関連して道路整備についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、平成29年白浜町内の交通事故の概況を見ると、事故が43件発生していて、交差点事故が全体の47%で、見通しの悪くなる夜間事故も7件発生しています。また、そのうち、高齢者や高齢者ドライバーの事故が19件で、44%を占めます。事故原因としては、前方不注視や動静不注視、安全不確認が多く、平成30年の事故は54件と、前年よりも11件も増加し、負傷者は67人と、16人も前年より増加しております。ちなみに、物損事故は664件で、13件減少していると聞いております。県内の平成30年の全事故件数は2,270件で、前年比からすると、321件のマイナスで、負傷者数も436人減少しています。ところが、白浜町の場合、人身事故が増加しています。先日も町内で大きな事故が発生し、大変悲しい思いです。ご冥福をお祈りしたいと思います。

この県警の報告から、事故がふえてしまった実態を町はどう捉えているのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長 長

水上議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

昨今の交通情勢といたしましては、ここ数年、交通事故発生件数や死傷者数は減少傾向にあり、平成30年も和歌山県下では、人身交通事故件数は前年より減少しておりますが、白浜町内では残念ながら平成29年に比べ、11件増加いたしました。また、年齢層別の発生

件数比率は、いまだ高齢者の交通事故の割合が高い傾向にあります。町といたしましても、高齢者事故の増加は重要な課題と捉え、交通事故のない安心・安全で住みよいまちづくりを念頭に、白浜警察署、白浜町交通指導員会、白浜町交通安全母の会の皆様と力を合わせ、高齢者や児童・生徒等を対象に、交通安全教室を開催しておりますとともに、高齢者世帯への訪問活動を行っております。また、歩行者や自転車、自動車を運転する方、一人一人が交通安全意識を持っていただけるよう、街頭指導、啓発物資の配布などの広報活動を行っております。今後も住民の方々の協力を得ながら、啓発活動を継続し、1件でも交通事故を減らすことができるよう、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

今、啓発活動、そして、各種団体に大変お世話になって、いろいろ事故防止につなげていただいているという報告をいただきました。私が質問したのは、ふえてしまった実態を、町はどう捉えているかということをお尋ねしたんですが、事故原因がどこにあるのか。道路管理上、事故の検証から町も考え、できることもあるのではないかと思います。平成30年の白浜町内での全事故54件の第一当事者住所地は、46%が白浜町の方です。次いで田辺市が20%、県外の方が19%と続きます。第一当事者が県外ドライバーの事故である場合は、追突の割合が突出して高いと報告されております。この報告から、町内の方がまず第一当事者として件数が多いわけですが、その原因は何だったのか。データだけではわからないので、警察の協力もいただいて、町ができる対策があれば、今後取り組んでいただきたいと思っております。

次に、これらの事故の多くは、交差点内の事故が多く、事故防止対策をするには、まず優先道路の明確化を図り、一旦停止規制の点検、実施が必要であります。これまでに、町民の方から生活道路内での交差点の優先道路がどちらになるのか相談を受けたこともあります。建設課や白浜署にお尋ねしたこともありました。現場検証をしていただき、質問いただいた方には、それらの所見報告はしましたが、口頭での説明だけでは事故抑止にならないと感じました。また、その後、その交差点に特段の対処もありませんでした。住民が日常的に危ないと感じている相談箇所などには、見やすい、わかりやすい案内看板の拡充や、道路へのカラー塗装などで、注意喚起が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。伺います。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

水上議員より、交差点での事故防止対策に関するご質問をいただきました。

まず、交差点への優先道路の明確化や、一旦停止といった道路交通法上の規制に係る事柄につきましては、白浜警察署が所管となります。また、横断歩道やダイヤモンド、それから停止線の設置や引き直しによる修繕等、規制表示につきましても、私ども建設課に問い合わせやご要望をよくいただきますが、その都度、これも所管である白浜警察署にお伝えをしているところでございます。

次に、看板の設置やカラー塗装での注意喚起が必要ではないかのご質問ですが、看板や路面標示による減速や注意を促す要望につきましても、連合町内会や区長会等を通じて、お

話をよくいただきますが、これまでも白浜警察署とも協議をしながら、事故多発箇所への看板の設置、それからまた、路面標示といった対策を進めてまいりました。また、カラー舗装につきましては、近年では美ノ浦地区や内ノ川地区でのゾーン30の設定区域内で白浜警察署との協議によりまして、施工いたしました。しかしながら、議員ご指摘のように、交差点での事故も多発しているということから、今後も事故抑止につながるよう、合同点検等を通じ、関係機関とも連携しながら、安全対策の効果が図られるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

関係各所とつなげていただいて、事故防止に努めていただきたいと思います。

データを見ますと、白浜での高齢者や高齢者ドライバーによる事故が、全事故の約40%と報告があります。事故抑止に高齢者の運転免許証の自主返納に対する優遇措置はあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

運転免許証の自主返納制度につきましては、加齢に伴う身体能力、判断能力の低下によりまして、運転に不安を感じられる方などが、自主的に運転免許証の取り消しを申請することのできる制度でございます。制度創設の背景には、議員ご指摘のとおり全事故に占める高齢者ドライバーによる事故の割合が増加していることが要因に上げられてございます。現在、白浜町におきましては、運転免許証返納者への制度としましては、全地域ではございませんが、日置川地域限定となってきましたけれども、コミュニティバスの運賃の割引という制度がございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

割引率もお伺いしたいところですが、返納するには、買い物や通院などの手段が少なく、返納にためらいがあると聞きます。自治体によっては、積極的にデマンドタクシーの導入やバス運賃の半額補助など、いろいろな方策があるようで、白浜町でも優遇措置の拡大を推進されてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

日置川地域でのコミュニティバスの運賃の割引につきましては、普通300円のところを運転免許の返納者につきましては200円ということで、300円から200円への割引となります。運転免許証返納者に限った制度ではございませんけれども、高齢者に対する移動支援制度としまして、町内に住んでおられる65歳以上の方が路線バスを利用された場合に、優待証の提示で運賃の半額で利用できる白浜町高齢者バス運賃の割引制度というものがございます。また、生活支援の体制整備事業の中で、買い物の支援を含めたよりよい福祉向

上に向けた取り組みを行いまして、交通弱者の方など、交通利便性を確保するために、ボランティアの方々を含めまして、地域と行政が一体となって支援できるような体制づくりを進めて、自主返納につながるような取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

上富田町では、コミュニティバスの利用料の助成は、回数券2,000円が半額、そして、年間パスポート1万円が半額で、運転経歴証明書の発行日から1年以内に申請した場合は、1年間のみ年間パスポートが無料になるそうです。また、すさみ町でも、発行日から1年以内の運転経歴証明書の提示で、コミュニティバスの利用料200円が半額だそうです。白浜町も、また今後、優待措置の拡大を検討していただけたらと思います。提案したいと思いません。

次に、紀勢自動車道白浜インターチェンジの供用開始と、町なかを結ぶフラワーラインの全面供用開始で、交通アクセスが向上し、ことし5月のゴールデンウィークは10連休になる方もいると聞きます。パンダの赤ちゃんの誕生効果などで、観光客や交通量の増加が予想されます。交通流の推計はできているのか、状況と対処はどうでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

ただいま水上議員より交通渋滞とその対策についてご質問をいただきました。春の観光シーズンの上、10日間という大型連休も重なり、昨年以上のたくさんの観光客の方が当町に来られると予想しています。交通渋滞の緩和に紀勢自動車道、フラワーラインは大いに役立っているわけですが、このゴールデンウィークは、今までにない長いものであるもので、対策は必要となります。現状、県振興局建設部と白浜警察署交通課、町等で、一番の渋滞が予測されるアドベンチャーワールド付近の対策を協議し、常設の誘導案内看板4枚の設置と、ゴールデンウィーク中の一時的な看板3枚の設置の協議を進めているところです。

以上です。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

看板の増設によって誘導していただけるということで、大分緩和できるんじゃないかと期待いたしますが、この推計から、交通を分散させ、スムーズに交通流の円滑化を図り、渋滞を減らせないかというのは数年来声がありますし、私も質問させていただきました。町の振興には道路整備も重要な施策で、県が数年前に観光白浜を周遊する道路交差点改良として見直ししていただいた大浦交差点は、生活道路でもあり、観光進入路でもあります。大浦方面から町内進入の渋滞は、多少軽減されましたが、夏場、そして栈橋、役場方面からの依然、渋滞は毎夕続き、8月の夕方には、ふだんは5分もかからない距離の白浜中学校あたりから、白浜町商工会まで、車で40分もかかったことがありました。記憶に新しいのが、昨年ブルーインパルス飛行の際にも、白良浜から役場下の交差点までも40分かかりました。町内各所でこのときの1時間または2時間の渋滞は、多くの方が経験し、今も語り草になって

います。大型連休や夏場の土日、花火大会、盆、そして正月の役場から大浦交差点までの渋滞も、いつものことながら、これら渋滞が経済活動に大きく支障を来し、数年前に同じ質問をしましたが、国交省が出している和歌山県の1キロメートル当たりの渋滞損失額は数年変わらず、年約3,300万円。渋滞による損失時間は、国民1人当たり年間約30時間に上るとデータが出ています。渋滞は経済活動の阻害、交通事故の増加、沿道環境の悪化などをもたらします。渋滞状況、箇所を分析し、渋滞緩和計画を策定し、関係各所で情報を共有して、毎年変わらぬ、数年変わらぬ状況の解消に向けて、早急に取り組んでいただきたいところです。

また、高速ができてから、渋滞解消対策になる、交通流の分散というのはできているのでしょうか、そこをお伺いしたいと思います。これまででしたら、やはり大浦交差点あたりへ車の流れが多かったんですが、高速ができておりますので、今、対策もしていただいていますけれども、そういう交通流の分散ができたということは認識できているのでしょうか。

○議 長

通告はしていただいていますか。

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

原稿はいただけていないのですが、今、議員ご指摘のように、交通渋滞というのは観光地にとって、大きな課題であるとともに、地元の方々にとっては、本当に車の移動が大変だということは十分認識しています。ただ、シーズン中、たくさんの観光客が来られる町でありますので、それをうまく回避するような施策というのを考えなければならないとは思いますが、なかなか正味、難しい状況で、去年のブルーインパルス例も出していただきましたとおり、白浜警察署の交通課でも、いろんな対策を打ちながら、今、ナビが発展して、抜け道なり、いろんな方法で、分散はさせるにもかかわらず、結局は同じ道を通る車が多いというようなことも数字的には出ていると思いますので、本当に解消の抜本的な策というのは今、すぐに簡単に申し上げられるようなことではありませんが、ただ、南紀田辺、上富田、南紀白浜と3つのインターチェンジができたことにより、入ってくるお客様の分散にはつながっていると認識しているところです。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

高速からフラワーロードにつながり、今、役場前交差点も改良工事が完成間近で、交通流の推計から、町なか誘導案内板などの必要性は、何年も申し上げております。町なかへのスムーズな誘導は、交差点での出会い頭の事故や、脇見運転を軽減できます。また、計画としてはどのような見通しがあるのか、伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外（観光課長）

昨年6月にも議員から同様のご質問をいただいたところですが、先ほどの答弁と重複するところがありますが、お許しください。

平成27年7月に南紀白浜インターチェンジが完成して、先ほど申し上げたとおり、観光

客の入ってくるルートというのが、南紀田辺、上富田、南紀白浜と3つのインターチェンジを利用することができるようになり、観光シーズンの渋滞も緩和したと考えています。また、南紀白浜インターチェンジの開通に伴い、誘導案内板の設置も進め、今回はフラワーライン線をおりた後の誘導案内板の設置も、先ほど答弁させていただいたように進めているところです。町なかにおいても、信号機のある交差点等のいたるところに、観光地等への誘導案内看板が設置されていますので、議員ご指摘のような少ないということは決してないという状況だと考えています。また、お気づきの場所等が、この辺がついていないという場所がわかれば、また教えていただければ、協議はできると考えています。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

観光のお客様がやはり観光施設であったり、ご自分の宿泊施設を探すためなのか、脇見運転も多く、先ほど報告しましたがけれども、追突事故が原因になっている場合が多いということです。やはりそういう交通流の分散による、そして誘導看板による事故防止対策ができるかと思えます。

次に、見通しの悪い箇所でのカーブミラーの設置や既存ミラーの点検、スクールゾーンや消えかかった道路白線の引き直しも、これまでに幾度と一般質問し、提案していますが、検討していただけているのか、どのぐらい対処できたのか、お尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

カーブミラーの設置につきましては、これもまた連合町内会や区長会等からご要望をいただきまして、予算の範囲内で順次対応しているところでございます。今年度、平成30年度では、4基を新たに設置いたしました。それからまた、既存ミラーの点検につきましても、道路パトロールや住民の皆様からご連絡をいただき、必要に応じて、支柱やミラーの交換を行っているところでありまして、これも今年度は交換等補修工事を14カ所で行ってございます。

それから、薄くなった区画線、白線の修繕につきましても、同様に毎年多くのご要望をいただいております。建設課としても、修繕が必要な箇所が多いということは十分認識しているところであります。今年度は、昨年度の2倍に当たる延長にして約6キロメートルの区画線の引き直し工事を行ったところでございます。

今後も、通学路の施工を主眼に置き、計画的に工事を実施してまいりたいと考えております。また、具体的な場所を教えていただければ、現場確認をして、対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

町内通学路の歩道整備率はどのぐらいなのか。全国で通学路での痛ましい事故があります。ブロック塀の撤去などは、早い段階で処置されました。通学路のブロック塀に限らず、歩車分離帯のないところが町内には多い。安全点検の検証はできているのか。通学路と町なか道

路整備と安全対策についてはどのような考えなのか、お伺いいたします。

○議 長
番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

まず、町内の通学路の歩道整備率について、私のほうでお答えさせていただきます。

白浜町内の町道における歩道整備率は、平成30年4月1日現在で26.9%となっております。これにつきましては、あくまでも町道ということで、よろしくお伺いいたします。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

安全点検の検証はできているのかという点についてお答えさせていただきます。

平成24年に文部科学省調査である通学路における緊急点検を関係機関により実施いたしました。調査の結果、危険箇所は33カ所あり、そのうち15カ所について改善を行いました。平成25年には、残りの危険箇所のうち、10カ所の改善を実施するとともに、通学路安全標識、これは電柱巻きつけ標識なんですけども、これを54カ所に設置いたしました。平成26年には、これまでの通学路における緊急点検を引き継ぐ形で、通学路交通安全プログラムを早期に策定するよう、国、県等から通知がございまして、第1回の通学路の安全点検に関する関係者会議を行い、その後、合同安全点検を実施いたしました。その結果を精査し、平成27年3月に白浜町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。現在は、平成30年秋に実施した白浜町通学路交通安全プログラムに基づく現地確認結果の精査を実施しているところでございます。

○議 長
10番 水上君（登壇）

○10 番

安全点検ができていると、年次計画を立ててきっちりしていただいている様子です。狭い通学路の場合ですけれども、側溝の改修というのも数年、申し上げています。車両の幅寄せで、やはりこれまでに児童が側溝に落ちたということもあります。まだまだ未整備箇所が多いので、白浜署の協力もいただいて、例えばラバーポールの設置やグリーンベルトの塗装で、歩行空間をまずつけれないか、検討していただきたい。今、いろいろな対策はとっていただいておりますが、こういうことも提案していきたいと思います。

次に、児童・生徒の交通安全対策について、現状を伺いたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

児童・生徒の交通安全対策の現状について、お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、教育委員会では、本年度において、白浜町通学路交通安全プログラムに基づいた点検を実施し、現在、その結果について精査を実施しているところであり、今後は結果をもとに、関係機関と改善等について協議及び要望を行う予定でございます。児童・生徒の安全意識の向上のために、各校では、警察や交通指導員の方々にご協力をいただいて、交通安全教室を開催し、児童・生徒に正しい道路の歩き方や自転車

の乗り方等を指導しております。また、ふだんから交通ルールを守るよう、話をしておりますし、ゴールデンウイーク等休日が続く前や長期休業の前には、時間をかけて指導し、子どもたちに交通安全意識の向上や受傷防止に取り組んでいるところでございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

一昨年の中高生の事故による負傷者は4件、そして昨年では6件と報告されています。現在小学生の放課後の自転車道乗りですが、昔は高学年からでしたが、現在は低学年でも道乗りができると聞きました。過去に自転車に乗った低学年が逆走してきて、私にぶつかりそうになり、とっさに、私は自分の単車を倒して衝突を避けたことがあります。その児童には注意をしましたが、児童・生徒の特に低学年の事故を心配するわけですが、そのようなことの報告はありませんか。大丈夫でしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在のところ、事故等の報告はございません。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

ご父兄からですが、第一小学校では、学期ごとに自転車点検カードが配られ、各家庭で自転車の点検をするようですね。マルをつける程度なので、ご父兄の自転車に対する認識で変わるのではないかというようなご意見をいただきました。また、ヘルメットの着用については徹底できているのですかという、そういう質問もいただいております。現状、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

先ほども申しあげましたとおり、交通安全については、各学校で取り組みを定期的に行っております。

それから、ヘルメットをかぶっていないという児童とかおられるということでしたけども、それも後ほどでも具体的にお聞きしましたら、学校を通じてでも指導していきたいというふうに考えております。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

できましたら、こういうご意見もいただいております。議会でも今、質問させていただきましたから、やはり教育委員会としても、ヘルメットの徹底というのは指導していただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

当然そういうふうにするべきことと思いますので、実施させていただきます。

○議長

10番 水上君（登壇）

○10番

そのことに関連してですが、交差点に死角はないかと、巻き込みの危険はないかと心配するわけです。なぜかといえば、カーブミラーを低学年はちゃんと確認することができているのだろうか。子どもの目線でも、標識の点検もしていただきたいし、低い位置にお年寄りや子どもたちにわかりやすい表示が必要ではないかと思います。また、必要ならば、カーブミラーの、先ほど答弁ありましたけども、増設も含め、検証していただきたいと思います。

子どもの通学に関しては、こういうご意見がありますので、ぜひとも教育委員会でまた協議していただけたらと思います。自治体によっては、学校、地域、警察との交通安全を検討するワークショップなどを開催して、それらの結果は、家庭でも対応していただくように通知し、共有しているということを知っています。また、先ほどプログラムがありましたけれども、通学路の安全対策アドバイザーを設置しているところもあるということです。こういうことも参考にいただけたらと思います。

それでは、次に、2年前に商店会の研修で、京都市内をレンタサイクルで町に出ました。自転車走行帯があり、車両の幅寄せもなく、走りやすく、安全でした。現在、狭隘な道路周辺の大型施設建設が予定されており、付近住民から通学路への心配の声が届いております。歩行者、自転車の安全確保、歩道の整備等、児童や中高生の通学時の安全のためにも、自転車走行帯の設置ができないか、お考えを伺います。

○議長

番外 建設課長 坂本君

○番外（建設課長）

現在、通学路や利用者の多い県道での歩道整備区間につきましては、歩行者が安心して通行できるよう、平成28年度に歩道整備の5カ年計画が策定され、その計画に基づき、平成29年度より町内の7カ所において、歩道の新設や外側線等での歩行者の安全確保をするための整備を順次行っていただいているところでございます。また、町が管理する通学路等の歩道未整備箇所につきましては、議員ご指摘のように、道路幅員が狭く、建物移転等が伴う区間が大半であるため、早々の歩道設置は難しい状況でございます。先ほど議員からもご提案いただきましたが、側溝改修による溝ぶたの設置や、区画線等で歩行スペースの確保をするといった工事を今後実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議員ご提言の自転車走行指導帯という、これは自転車が通行すべき車道の左端側に、路面標示等により明示して、その部分を走行するよう、確保された通行空間でございます。白浜町が管理する町道では、現在のところ、幅員等の関係から、そういった自転車走行指導帯としての箇所を選定するということが、非常に難しいのではないかと考えておりますが、今後も関係機関と十分協議し、通学路の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

10番 水上君（登壇）

○10番

答弁いただきました。いろいろ取り組んでいただいているんですが、自転車走行帯があると、自転車と自動車を視覚的に分離できると。今、答弁にありましたが、ただ白浜のように、道路幅員が狭い場合は、車道と自転車道が混在しているので、路肩のカラー塗装や、ピクトグラムやラインの路面標示など、町の事情に合った整備をしてはどうかと思います。よそですが、歩道がちゃんと確立できていないところに、側溝の上ぶたにカラーラインが入っているんです。グリーンベルトが入っているんです。やはりそういうのも、子どもたちに視覚的にここを通りなさいという指導ができていんだなと感心したことがあります。

次に、今、白浜署が実施されている横断者優先ステッカーや反射材のたすき着用推進など、町全体の交通安全意識を高める啓発活動のさらなる推進を、町が先頭に立ち、町ぐるみで積極的にアピールして、安全安心な白浜町として、町道、県道、国道など、道路管理者の管轄に捕らわれず、国、県への積極的な働きかけで、包括的な道路管理対策を推進していただきたい、考えを伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほど答弁しましたとおり、交通安全対策は重要な問題と捉えています。町内には、地域それぞれに、幅員の狭い道路、歩行者を分離できない道路、道路が入り組んでわかりづらい道路、局所的に混雑する交差点等の交通安全上のさまざまな問題があります。今後も道路管理者や関係者と連携しながら、議員がご指摘された対策を逐次講じてまいる所存でございます。

○議 長

10番 水上君（登壇）

○10 番

一般社団法人日本自動車連盟による全国調査で、信号のない横断歩道で、横断歩行者がいる場合の車両停止率が、和歌山県では1.4%と極めて低い調査結果が発表されています。それを裏づけるように、県内での昨年の交通事故による死者の約4割が、歩行中に事故に遭っており、しかもその大半が、道路横断中であつたという実態があります。白浜町内でも、歩行中の事故が、昨年は11件とふえています。白浜警察署との連携で、早急な対策をとって、今後の安全のために取り組んでいただきたいと思います。

平成26年に報告されております白浜町の環境基本計画、古いものを引っ張り出して時々読みますが、この基本計画の中に、住民アンケート調査では、今後行政に期待することとして、道路網の整備など、交通対策は5割以上と最も多く、生活環境や地域の景観の保全と並んで、道路や歩道の環境の改善のほかに、自動車の渋滞解消や駐車場の整備、バスの増便といった要望が多く上がっていました。4年前です。その時点の施策内容の目標は、町内全域において、快適な交通網の整備を目指しますとあります。白浜町は、そういう整備を目指すと書いております。そして、幾つか上げましょう。1つ、歩道の整備に際しては、スロープや点字ブロックの設置などを推進し、歩行者の安全とバリアフリー化に努めていきます。2番目に、歩道の改修や新設については、用地や財源を確保し、ガイドラインに沿った道路歩道整備に努めていきます。3つ目、山道や海岸沿いの道路の整備など、観光客にとっても快適な交通網の整備を目指しますとあります。4つ目、放置自転車の回収を行い、自転車の放

置をやめるように、啓発に力を入れていきますとありました。

既に4年たちますが、まだまだこの施策目標は現在進行形で、なお課題が多いと感じております。いかがでしょうか、町長。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今ご指摘いただいた点につきましては、やはり昨今、交通インフラも徐々に整備されておりますし、渋滞の緩和も徐々ににはなされてきておりますけれども、まだまだ私も十分だとは思っておりません。そういう中で、安心安全な観光地白浜町のために、その辺のところの整備、そしてまた関係者の皆さんと協議をしながら、今後交通安全対策も含めて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長

10番 水上君(登壇)

○10 番

今回全般にわたって、交通安全対策と道路整備について質問させていただきました。白浜町環境基本計画で策定されている課題解決のために生かされますように、基本計画が生かされ、推進されますように求めて、質問を終わります。

○議 長

以上をもちまして、水上君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 13時39分 再開 13時45分)

○議 長

再開します。

5番 丸本君が所用により欠席との連絡がございましたので、ご報告いたします。

3番 南君の一般質問を許可いたします。

南君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は80分であります。1つとして、太陽光発電について、2つとして、フィッシャーマンズワープ白浜6年間の検証です。それでは、まず1項目めの太陽光発電についての質問を許可いたします。

3番 南君(登壇)

○3 番

よろしくお願ひします。

まず太陽光発電に関して、質問いたします。1、2年前の雑誌の記事に、太陽光発電について載っていました。全国的な問題ですが、山林を切り開いたり、住宅に隣接する土地で、寝耳に水の太陽光発電の建設をしています。住民が指摘する問題点として、立地の規制がないということは、乱開発がひどい。地元之恩恵がないということは、東京や外国資本だらけ。建築物の規制がないということは、工事はずさん。住民への説明のないということは、生活無視の計画であるということ。このままでは、地域が崩壊してしまうという、そういう記事でございました。

町内でも同じような悩みがあり、私も平成29年6月議会と、同じく12月議会で、一般質問をしてまいりました。そのときの当局側の答弁として、太陽光発電の設置に関しては、

建築物でないので、届け出や許可等も必要ない。太陽光発電も町内に何カ所かあるとか、パネルの数も把握できないという、そのような答弁でございました。

また、去年の11月7日付の全国紙の記事によりますと、姫路市のことなんですけども、当時の制度では、開発の許認可も届け出も市には必要がなかった。2015年当時の太陽光、市内では、ほかにも太陽光発電をめぐる、住民と業者のトラブルが多発し、市議会は国に法整備を求めたとあります。ほかの市でも、行政が強く取り締まれないと聞いて驚いたとあります。台風被害等でパネルが崩れたり、太陽光による火災事故も発生しています。パネルは、最終的にはごみになり、産業廃棄物の扱いとなり、パネルには、有害物質が使われている場合もあると聞いています。また、最近でも、我が白浜町内の新聞折り込みで、太陽光発電事業用地募集、宅地、農地、雑種地、原野等、持て余している土地を紹介してほしい、全国で土地を求めているとのチラシも何度か折り込まれております。

そこで質問いたします。

1点目は、今、県や国も太陽光発電に関して規制を強化しているが、町の対応はどうか。

2点目は、50キロワット未満は、国への報告義務がないが、町内で50キロワット以上の報告義務のある施設はあるのか。50キロワットとは、平均的な家庭で何軒ぐらい賄えるのか。

3点目は、最近県有地の飛行場の斜面に太陽光発電所が完成しております。1万4,300枚のパネル、出力はおよそ2.5メガワットで、年間の計画発電量は一般家庭730世帯に相当とあります。この場合、県有地ですが、白浜町に対して発電所の設置に対し、町への届け出等がなかったか、まずこの3点をお伺いしたいと思います。

○議 長

南議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま南議員より太陽光発電についてご質問がいただきました。国や県も規制を強化しているが、町の対応はどうかというご質問でございます。

太陽光発電は、再生可能エネルギーの1つとして知られていますが、50キロワット以上の事業用太陽光発電につきましては、電気事業法上の事故報告義務が課せられています。昨年の西日本豪雨や台風、北海道地震で、計41件の事故報告があったと経済産業省より公表されています。平成30年10月1日付で、太陽電池発電設備に関する電気設備の技術基準の解釈の一部が改正され、架台、基礎と呼ばれる部分の性能について、最新の知見が取り入れられるなど、国のほうでも構造性能の強化が図られています。詳細につきましては、生活環境課長から答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

まず1点目の町の規制等についての対応についてのご質問ですが、町独自の太陽光発電に対する規制等は制定してございません。

それから、2点目です。町内で50キロワット以上の施設はとのご質問でございます。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、FIT法と呼ばれてい

るものでございますが、それによる固定買い取り制度を利用する10キロワット以上の発電事業者は、国への届け出が必要となっております。また、50キロワット以上の発電事業者については、電気事業法において、経済産業省への届け出が必要となっております。

なお、この届け出に係る認定事業者は、経済産業省、資源エネルギー庁から公表されてございます。その公表内容につきましては、発電事業者名、代表者名、発電出力、発電設備の所在地等となっております。それによると、白浜町内の50キロワット以上の事業認定は、平成30年9月末現在で11件、うち稼動中が7件となっております。50キロワットの施設で、何軒の家庭の電力が賄えるのかというご質問につきましては、新エネルギーの産業技術総合開発機構発行の太陽光発電ガイドブックによる算定方法を用いた場合、50キロワットの施設で、年間発電量が5万4,888.7キロワットアワーとなります。環境省の平成29年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査によると、1世帯当たりの電気消費量が、年間4,322キロワットアワーとなっておりますので、一般家庭で使用される年間の電気、約13世帯分相当となります。

それから、3点目の県有地の飛行場の斜面への太陽光発電設備の設置に対しての町への届け出のご質問ですが、今回のこの案件に関する制度上の町への届け出義務がないために、届け出はありませんでした。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、続けて伺いたいと思います。和歌山県は以前に比べ、太陽光発電の規制が厳しくなったと聞いておりますが、内容を説明願いたいと思います。また、以前、町は、施設建設の届け出義務がなかったが、その後、町は何らかの対策をとってきたが、全国的に豪雨や台風被害等でパネルが崩れたり、飛ばされたりしていますが、町内での被害があったのか、把握できているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

和歌山県では県内における防災上の問題、環境面や景観面での悪影響、それから、地域住民への事前説明の未実施に係るトラブルなどを事前に防止し、県民の理解と環境との調和を確保し、太陽光発電事業の普及を図ることを目的に、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例が、平成30年3月23日に公布され、同年の6月22日に全面施行されています。条例の全面施行日以降に、県内で出力50キロワット以上の太陽光発電設備を設置し、発電する事業を行う場合、和歌山県知事の認定を受ける必要があります。ただし、建築物の屋上等に設置されるものを除きます。

事業計画の認定を行うに当たり、あらかじめ和歌山県、市町村と事前協議を実施するとともに、事業計画の案について地元自治会への説明が必要となってきます。認定基準としましては、土地造成に係る防災上の観点、それから、発電設備の設置に係る設備の安全、生活環境、自然環境への影響、色彩、反射等も含めた景観との調和、関係法令の許可状況等及び行政計画との適合性となっております。市町村長の意見、地域住民等の意見、それから、事

業者の見解を踏まえ、事業計画の内容が認定基準に適合しているかどうかを判断することとなっております。本条例制定後において、これに基づく白浜町への事前協議は、現在のところございません。議員ご指摘の対策につきましては、町独自の規制はございませんが、今後はガイドラインや県条例に基づいて協議していくこととなります。

それから、もう1点、台風等での被害のご質問ですけれども、災害時における太陽光パネル破損に伴う被害状況ですけれども、被害状況調査を、町として実施しているところですが、太陽光パネルの飛散による被害等の報告は特にございませんでした。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

前回私の質問に対し、建築物でないので工事の届け出必要なしと答えておりました。一方、税務課は、パネル等の償却資産の届け出を求めているが、どのような取り組みをなさっているか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 濱口君

○番 外（税務課長）

太陽光パネルに伴う町の償却資産の届け出の取り組みについてのご質問をいただきました。

太陽光パネルに伴う償却資産の届け出の取り組みにつきましては、所有者の方からの申告が基本になりますが、未申告の方につきましては、先ほども説明がありました、経済産業省が公表している情報や町が把握している情報等により、設置状況を把握し、文書、電話等で申告の催促や直接お会いして説明等をさせていただくこともございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

施工不良や住民トラブルがあれば、事業用発電施設等の立ち入り検査や事業認可の取り消しも可能なかどうか、小規模でも町の規制があるのか、答弁願いたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 廣畑君

○番 外（生活環境課長）

施工不良等による事業認可の取り消しのご質問でございます。

事業計画策定ガイドライン、それからFIT法に対する基準、電気事業法の規定に基づく技術基準の適合義務など、これらの認定基準に適合しないとみなされた場合は、その認定を取り消されることがございます。町には、太陽光発電に対する規制はございませんが、住民の皆様からご相談等があれば、事業計画策定ガイドライン、FIT法に対する基準、それから電気事業法の規定に基づく技術基準の適合義務などの説明や経済産業省、資源エネルギー庁にトラブルや懸念などに対する情報提供、それから通報がインターネットを通じて行うことができることの仕組み、そういったことを説明して、示してまいりたいと考えてございます。

町といたしましても、先ほど申し上げたガイドライン等の基準に明らかに適合しない事案につきましては、積極的に県や経済産業省、資源エネルギー庁に通報してまいりたいと考え

てございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、これをもって太陽光の質問を終わります。

○議 長

以上で、1問目の太陽光発電につきましての質問は終わりました。続きまして、2項目めのフィッシャーマンズワープ白浜6年間の検証についての質問を許可いたします。

3番 南君（登壇）

○3 番

今、和歌山南漁協の水産増殖事業等の問題が出ていますが、フィッシャーマンズワープ白浜の6年間のうち、前半3年間、漁協の指定管理者、後半3年間の株式会社フィッシャーマンの指定管理者の疑問点といいますか、検証ということでお聞きしたいと思います。

去年2月21日の町長名で、議長への文書の中で、フィッシャーマンの施設に関して、議員の新聞折り込みの内容は、町民の方々に間違った情報として伝わる可能性が高く、この町営の漁業振興施設をイメージダウンさせるおそれがあると危惧するところだとあります。しかし、何が間違っているのかの指摘もされておりません。それで、確認も含めて答弁願いたいと思います。

まず、9点質問いたしますが、事前に通告していますので、間違っている部分だけお答え願いたいと思います。

1つ目として、施設ができたのは主として漁協からの要望があつてできた。

2つ目は、6部門、6部門というのは喫茶、和食、洋食、バーベキュー、鮮魚直売所、海洋体験のことなんですが、全て漁協直営で各部門の責任者も、漁協職員の名前が明記されていました。

3番目、町からのお金は全て漁協に入っていて、この施設の決算も漁協の決算である。

4番目、指定管理者制度であるから、売り上げは全て漁協に入っている。

5番目、町から初期投資費用も出ていますが、漁協も別に初期投資費用と出しております。施設の3階の屋根増築も、町の許可を得て漁協の費用として出している。

6番目、決算報告の公表は、町は相手方との信頼関係が必要なもので、経営に差し支えるので、公表できないとの答弁があつたが、経営に差し支えるというのは漁協のことである。

平成25年から27年度、施設の光熱費、水道、下水、通信費等運営者が払うべき負担も全て漁協から出ている。

8番目、平成25年度、26年度で、町へ納付金月額8万円や温泉供給代も滞納していましたが、漁協の未払いというか、未納分として漁協の決算に残っている。

開業準備で、この施設の従業員、スタッフですね。募集の新聞広告等で、募集は株式会社フィッシャーマンが行っており、漁協の名前は出していない。

まず、この9点で間違っている部分だけお答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

南議員から湯崎漁港整備事業についてのご質問をいただきました。

湯崎漁港整備事業の目的につきましては、もう皆さんご存じかと思いますが、安全で快適な漁業地域づくりを進めるとともに、都市との交流の促進を図り、湯崎地域の漁業の振興と白浜温泉の活性化につなげることにあります。事業を始める前の湯崎地区には、牟婁の湯、崎の湯の町営浴場があり、また多くの宿泊施設、一般住宅が密集していることによる駐車スペースの不足、それから旧湯崎浜広場における駐車場の常駐化及びそれに伴う混雑の解消、さらには、夏期における白良浜周辺の駐車場不足など、これらの解決が町にとって大きな課題でありました。

湯崎漁港整備事業は、これらの課題を解決するために、先人の方々が長い年月をかけて取り組み、推進されてきた事業でございます。この事業は、昭和の時代から白浜連合町内会と、湯崎町内会の要望として要望され、平成8年に町の長期総合計画に位置づけられ、その後も幾多の経過があったことは、皆様もご存じのことと存じます。白浜漁協から、平成18年10月に、漁業者育成及び漁業振興策として、漁業と観光を調和した施設及び漁業者が水産物を販売できる施設の設置に関する要望書が提出されてございます。その後、一度事業を休止しましたが、この要望を反映させまして、町といたしまして、事業休止による見直し後の計画に、漁業振興施設として位置づけ、現在に至っているものでございます。

なお、先ほどご指摘いただきました9点につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

南議員からは、6部門全て漁協直営で各部の責任者も漁協の職員の名前、町からのお金は全て漁協に入っていて、この施設の決算も漁協の決算であるなど、漁協ということで質問をいただいておりますが、この漁協というのは、その組織の中で担当していた株式会社フィッシャーマンを含めた指定管理者側という認識で答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、6部門全て漁協直営の名前という部分は、名前が明確に出てきていない部分もあるんですが、漁協の組合員というふうなことの書き方をしております。

それから、初期投資費用、募集広告という点につきましては、議員の言われるとおりでございます。

それで、決算公表の際の経営に差し支えるのは、漁協のことであるということであったんですが、これはまず経営に差し支えるというのは、経営というよりは、漁業振興施設の運営に差し支えが出るということの私どもの認識でございますので、当然、信頼関係という中では、経営に差し支えるという部分もあるんですが、それとはもう1つ、漁業振興施設の運営のほうにも支障が出るというふうな認識がございます。

それと、平成25年度の施設の光熱費のうち、電気代は町が全額支払い、その半額を指定管理者から町に支払っていただいております。また、平成25年度の下水道使用料は全額町が負担しております。

それから、25年度、26年度の納付金と温泉代の滞納のことですが、支払いがおくれましたのは26年度、27年度分です。この未払いが、未払いとして漁協の決算に残っているか等につきましては、確認しておりません。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

後の質問にも出てくると思うんですけど、どうも漁協と株式会社フィッシャーマンの関係がわかりにくいと思います。それに関して、もっとお聞きしたいと思いますが、まず今の未払いであったかな。25年度、26年度。これ、26年度、27年度。25年、26年度は払ってないですね。未払いではないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、25年度分は普通に協定書どおり支払っていただいております。それと、26年度、27年度分が、まず、26年度はほぼほぼ丸1年滞納されて、それから、27年度と合わせて、ちょうど指定管理の直前に全て支払いいただいたと。多分、議会の中でもかなりこの辺は指定管理の更新というか、指定管理期間の終了に当たりまして、いろんなご意見をいただいたと思います。その際に、明確な記録がないんですが、3月中に支払いいただきまして、4月から新たな指定管理者、株式会社フィッシャーマンのほうに切りかえさせていただいたと、このような格好になったかと思います。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、また別のことなんですが、1点ずつお聞きしてまいりたいと思います。

開業に当たって、お金のことは全て湯崎側、株式会社フィッシャーマンのことやと思うんですけども、その責任で、漁協側はその責任を負わないと組合員に説明し、了解をもらった上でのスタートだったと思います。町は、私の質問に対し、漁協側のことなので、関知しない、つまり漁協にも事前確認を行っていない、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

開業に当たってのお金のことは、湯崎側の責任で漁協が責任を負わないと、組合員に説明して了承をもらった上でのスタートであったとのことですが、指定管理者側の漁協側、こちらの負担につきましては、町が関知すべきものではないと考えてございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

最初の3年間、町と株式会社フィッシャーマンとが直接の協定とか、何らかの契約はあったのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

最初の3年間におきまして、町と株式会社フィッシャーマンとの協定とか、契約があるかとのご質問でございますが、そのようなものはございませんでした。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

先ほどの納付金等の未払いのことなんですけれども、これは協定違反ではないのですか。お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

納付金等の未納につきましては、協定違反ということではないかのご質問に対しましては、当然協定には反するということになります。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

平成30年12月の定例会なんですけれども、フィッシャーマンズワープ白浜に対して、補助金を出していないので、当然会社の収支決算書をもらう必要がないと、こういうふうに答えられていますけれども、漁協の運営のときにも電気代、温泉代、下水等、一部負担もしております。これは補助金ではないのでしょうか。また、補助金といわなくても、多額の公的なお金も支払われております。同じように、決算書等をもらう必要がないのでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワープ白浜に対して補助金を出しておりませんので、当然、会社の収支決算書はもらう必要がないかとのことでございますが、そのとおりでございます。補助金を出しているからこそ、必要に応じて、その決算書を求めることはできますが、当然、株式会社フィッシャーマンに対し、補助金交付を理由にした決算書の提出は求めることはできないと解釈しております。

ただ、後ろのほうの質問にありました、漁協のほうに温泉代とか、そういったとこの負担をしているというふうなことがあります。そういった部分も、あくまで指定管理という作業の中で分担を、応分の負担をしたものでございますから、それが補助金という扱いにはなりませんので、補助金上のことで求めることはできないというふうに解釈してございます。

ただ、フィッシャーマンズワープ白浜の運営に関しての収支決算というのは、これは指定管理の協定のほうにもうたわれていることにもものつとりまして、フィッシャーマンズワープ白浜としての収支決算は報告していただいております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

漁協の3年間の決算を次の3年間、株式会社フィッシャーマンが受け継いでいるのでしょうか。ゼロスタートなのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然指定管理者も変わっているということですのでございますから、前の漁協からの経営のノウハウ等はそこで担当しておりましたので、十分受け継いでいるとは思いますが、ゼロスタートということになりましたら、やはりそのような解釈になるかと思えます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

建設業者や産業廃棄物業者の代表者や役員が、飲酒運転等で有罪判決を受け、県などから運営者は免許証を取り消されておったりしております。白浜町もそのような協定はあるのでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまの処分につきましては、協定書には、運営者に対し、そのような処分を規定しているような協定書はございません。参考までに、協定書で指定の取り消しに該当するのは、平成27年度までの協定書では、暴力団等にかかわっていたなどの事項、平成28年度からはみずからの責めに期すべき事由により、指定管理者から本協定締結の解除の申し出があったときなどがございます。

飲酒運転等で有罪で民間会社の役員さんがというふうなことになりましたら、そういったことで、いろんな実際の企業としての運営ができなくなると、そういった資格を取り消されていることによって、そういった運営ができなくなるようなこともございますので、そういったことになっているかもわかりませんが、私どもの協定の中では、そのような規定はございません。ただ、やはりそういった事態になったときには、甲乙協議とした上で、その施設に、当然何らかの影響は及ぼしますから、その時点で協議をして、どのような扱いになるかというふうなことは定めるべきであるというふうには思っております。

○議 長

個人の関係に係るものは一般質問にそぐわないので、その辺少し発言について気をつけていただきたいと思えます。名前は出さんでも、一応そういう今の流れを見てましたら、個人的な有罪判決とかそういう話が出ましたので、そういうことについては、一般質問の中については好ましくないと思えます。

3番 南君（登壇）

○3 番

指定管理料、初年度1,467万円の議会議決後、要らないということで減額して、288万円になっていますが、後日予算がなく、相手方に初期投資費用の負担を押しつけた。それは町に予算がなかったからと答えられていますけども、これは矛盾しないでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

矛盾というあたりの解釈が私には理解できないんですが、まず、初期費用につきましては、当初の協定書の15条に、町は別紙に示す備品等は無償で指定管理者に貸与するものとする。16条に、指定管理者は、本業務を実施するに当たり、前条に定めた必要な備品以外の備品について、10万円未満のものについては、指定管理者の費用により購入または調達し、本業務実施のために供するものとする。それから、当該備品が10万円以上のものについては、甲乙協議の上、購入するものとなっています。したがって、まず15条により、町が貸与する備品が決められていて、10万円未満のものは指定管理者、それから、10万円以上のものも、双方協議の上、ここで町には予算がないからというふうなことも含めた協議を行った上で、やむなく指定管理者持ちとなったというふうにご理解いただければよろしいではないかというふうに思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

私は、予算がなかったというのは、結局、1,467万円あって、280万円しか要らない。その中に運営費等も入っているんですね。使おうと思ったら、何かにも使えると思うんですけど、そういう意味で、お金がなかったというより、実際あって、減額したということなんですけど、その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺につきましては、当時の細かなところの議論をいろいろ私も研究したんですが、なぜこのようにわざわざお金をもらえるようなものを減額するのかというあたりは、ちょっと私どもも理解に苦しんでございます。恐らく、当初開業してきただけでは、甘い見通しの中で、十分収益があるであろうというふうなことで考えていたわけなんですけど、それが実際には収益が思ったように上がらず、それは次の年度も同じようなことになってしまったというふうなことで、理解してございます。

以上です。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

運転に必要な初期投資費用の確保は漁協持ちとなっていますが、協定の条項に間違いありませんね。再度確認の質問です。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのようになっていると思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

平成30年6月議会で、やはり年間何千万円というお金を指定管理料として上げないと、指定管理者は施設の運営はできないと説明したが、これは間違いございませんね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに先ほどから申し上げたようなことで、施設の運営に負担が生じたことは、町としましても、大いに反省していることは、これまでも何度も申し上げてまいりました。これまでの5年間余り、まもなく6年目を迎えるんですが、この期間を見ますと、収支を合わせるのが精いっぱいというような状態、ようやくここまで来たというふうな状態でございます。このような収支では、町の債務保証がある第三セクターならともかく、何の債務保証もない会社がこの負担を解消していくには、それ相当の指定管理料がなければ運営に行き詰まるのはやむを得ないというふうに思っております。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

今回私、フィッシャーマンズワープ白浜の質問をしようということで、地方紙で、そういう内容も出ておりました。また、その方が人から聞いたかもわかりませんが、和歌山南漁協と株式会社フィッシャーマンとの業務委託に関する協定書というのを関係者から見せていただいています。ここにコピーもございます。

まず、この協定書は、町も了解の上でつくられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時町も了解の上というふうなことのきちんとした確認はとれてございませんが、当然、運営していく中では、町もそこに入って、協議をしているのではないだろうかというふうには思っておりますが、細かな中身は、そこまで町が入っていったかどうかというあたりは、これまでの取り組みが町のほうの普通の感覚ではなかったのではないかとというふうなところもありますので、そこはちょっと私どもも確認がとれてございません。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この業務委託に関する協定書ですが、平成25年7月17日に結ばれています。概略ですが、中身は、漁協は株式会社フィッシャーマンに対し、施設における業務及び一切の営業並びに事務を委託し、株式会社フィッシャーマンはこれを受託した。禁止事項として、本施設の全部またはその一部を第三者に賃貸し、またこれを担保のように供すること、第三者に共同使用または運営させること、これは禁止事項として載っております。そして、本件業務に係る利益の損益、損失の全ては、株式会社フィッシャーマンに帰属し、また本件業務に係る諸経費は、全て株式会社フィッシャーマンが負担するとあります。復委任、委任したのをまた委任するという委託というんですか、それを禁止として、株式会社フィッシャーマンは本

件施設の業務を第三者に業務を代行させることができない。責任者の配置など、株式会社は、業務の管理に係る責任者を配置するものとあります。

この協定書を見れば、漁協は運営に対し、何の役割も果たしていないと思います。全くの丸投げではないのでしょうか。これでは、名義貸しと言われても仕方ないのではないのでしょうか。町はこの点、どう考えておられますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにおっしゃるように、一部、私も今、その原文というのを詳しく見ていないので、全て把握してのことではないんですが、委託という言葉がまず使われているあたりが、まずどうなのかと。要は、業務分担の覚書というふうなのが、普通適切な言葉になるのかなと。まずその部分から漁協の中でどのような認識でこの事業を思っておられたのかというところは、私も疑問に思っています。

そのことは私ども3年間、漁業組合と指定管理の業務をする中で、いろんな点が感じられました。ですから、最終的にそういったものも整合性がとれなくなったのかどうかわかりませんが、漁協の中で判断して、フィッシャーマンズワーク白浜の管理委託を断ってきたというふうなことであったのではないかというふうに思っています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

町は、指定管理者は漁協、運営は株式会社フィッシャーマンと我々に説明してまいりました。私は、指定管理者というのは、運営者ではないのでしょうか。運営者と当然思っております。その運営者が、その運営を株式会社フィッシャーマンに運営を任すということは、私は理解できません。施設の6部門全て漁協直営で、各部門に漁協の職員を責任者として置いておるということを説明は受けておりますのに、運営を株式会社に任せ、その株式会社が喫茶やダイビングを業務委託しているのでしょうか。これは町との協定違反ではないのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ですから、まず委託という形をとっていること自体ですね。指定管理というくりの中で、この部分を委託という言葉で漁協内でやりとりをされているというふうなことが、まず私も先ほども申し上げたように、理解ができません。ですから、本来であったら、その業務分担に関する覚書というものがあって、そこで先ほどから議員のご指摘のような部分をうたっていただくというのが適切なことではないかというふうに思っています。

ですから、それが文面で委託ということを行っていたということだったら、やはりそこは委託という業務については、協定、指定管理上は余り好ましくないのかなというふうな気はしてございますし、私どものこれまで説明した中身とは、委託という言葉はちょっと違ってくるというふうには思います。ただ、実質の運営としては、やはり指定管理者側の中で運営をして、その担当を担ってやってきていただいていますから、そこはそれの和歌山南漁協さ

ん自体が、指定管理者の協定に、違反を実質的にやっているかどうかというあたりにつきましては、そこはここで明確な答弁、これがよかった、悪かったというふうなことの答弁はできないかなというふうに思っています。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

これ、町の答弁なんですけど、いつというのは、ちょっと私、記録していませんが、これ、喫茶やダイビングを業務委託していると、これ、町の担当課が言っているんですよ、以前に。だから、委託とか解釈が違うというのは、おかしいと思います。そして、まずこのようなことやったら、なぜ最初から株式会社フィッシャーマンに直接指定管理者として契約しなかったのか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今ご指摘いただいた私どものしていた業務委託というふうな、これは、私もそのような説明をさせていただきました。ただ、業務委託自体をすることは、指定管理のルールの中、私どもは漁協さんと約束しているルールの中では、それは問題ございません。問題があるのは、そういったことを業務委託ができないということを漁協と、それから株式会社フィッシャーマンの契約の中でうたっていると。ですから、ここがうたい方に問題があるということでございまして、それはあくまで漁協内の分担を決める中の文書の話でございまして、私どもと漁協との、町と漁協との協定の中には抵触するものではないので、その辺、お間違えのないようお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

なぜ、そしたら、株式会社に直接指定管理契約しなかったのか。ちょっとお答え願いたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

以前にも何度かご説明をさせていただいたんですが、やはり事業の背景、それから、いろんなことを考える中で、やはりそのときには株式会社フィッシャーマンというのは、当初これ、直前でできてきた会社でございまして、そういったところの部分もできてございせんでしたし、当初からやはり漁業組合とこの施設の立ち上げについてからの話を進めてまいりましたので、当時、やはり漁業組合にすべきであったという判断は間違っていないかなと思っております。

漁業組合にお任せするということがおおむね決まった中で、株式会社フィッシャーマンという漁業者の団体、会社が立ち上げられましたから、そういったことでもございまして、当時、やはり指定管理を、平成25年7月に間に合わせてしていくというふうな話の中では、やはり漁業協同組合のほうになるのではないかなというふうに思っています。

○議 長
3番 南君（登壇）

○3 番

私は疑問に思っているのが、漁協やったら随意契約というんですか、それは可能だと思っ
たんですけど、結局株式会社やったらできないということですよ。やっぱり競争入札になっ
てくると思うので、公募するから、逆に言うたら、はじめから名義貸しに近いんですか、再
度お聞きいたします。そういうことはないですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

名義貸しということではないというふうに思います。先ほども私、申し上げましたように、
やはり単一の株式会社、漁業組合の先ほどの一切株式会社フィッシャーマンに任せるとい
うふうなお約束も、漁業組合の中であったということになってまいりました。やはりそうい
ったことでは、こちらのほうが運営していくということになれば、やはり非常に難しいとい
うふうな認識はしてございます。

それで、本来でありましたら、当時の行政の判断、私がとやかく言うわけではないんです
が、今となつての反省点を考えますと、やはり、私どもは公的な施設と、会社ということで、
団体ということで、株式会社フィッシャーマンを考えているわけなんです、そこでもいろ
いろ議会の中でもいろんな議論がございましたので、やはりそこは、本来であったら、第三
セクターのような形で、町も出資し、漁協も出資しの中で会社を立ち上げ、その会社が運営
していくと。それに対して、町が債務保証をしていくというふうな、このような運営が普通
本来望ましい運営であったらと。ではないだろうか、私、今の担当としては思ってい
ます。

ただ、いろんな経過があつて、現在に至つてございますので、その辺は私どもは説明する
しかないというふうなことになってまいります。

以上です。

○議 長
3番 南君（登壇）

○3 番

そしたら、この最初の3年間、漁協というのはどういう役割を果たしてきたんでしょうか。
お金の責任もなしに、全て株式会社に任せている。そしたら、漁協は何をしてきたんですか。
どういう役割を、フィッシャーマンに関して、施設のほうに関してどんな役割をしてきたん
でしょうか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その辺の答弁につきましては非常に難しい部分がございます。やはり、私どもが先ほども
申し上げましたように、漁協イコール株式会社フィッシャーマンというふうなことの、当然
ひとくくりの中でやってございますから、その中で、漁協本体がその組織の一員である者
に対して何をやってきたのかと、この辺につきましては、私どももちょっと答弁に苦しむと

ころでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

余りこういうことを言ったら、また平行線ばかりで、見解の相違でということ、またなってくると思います。

続いて、南紀白浜水産資源流通促進事業について伺いたいと思います。これは、南紀地方の水産資源のブランド化を図り、その流通を促進させる行政、観光経済団体、民間事業者、株式会社フィッシャーマンのことやと思うんですけども。によって構成される協議会で、核になるのは、やはり株式会社フィッシャーマンだと理解しております。この3年間の年度ごとの予算と使い道について、答えていただきたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

南紀白浜水産資源流通促進事業につきましては、平成28年度設立した白浜町水産資源流通促進協議会を中心に事業を行っております。その主なものとしましては、販路開拓・拡大業務として、首都圏、京阪神における南紀鮮魚を取り扱う店舗等の新規開拓及び継続的な販売を可能とするプロモーション、情報発信支援業務として、京阪神からの観光客を中心に、南紀の鮮魚の魅力向上につながる啓発活動、人材育成支援業務としまして、南紀の鮮魚販売開拓・拡大に必要とされる知識、技術を習得し、その後継続した事業展開につなげるための人材育成などを行っております。予算につきましては、これらの業務を遂行するために、平成28年度、2,500万円、平成29年度、2,000万円、30年度、970万円でございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

たしか、この中で施設の整備に使われているということもあったと思うんですが、その点どうですか。販路拡大じゃなしに、設備のフィッシャーマンの施設の設備に使われたことはないですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

大変申しわけございません。説明漏れでございます。今申し上げました事業を中心にやっているんですが、ハード部門としまして、フィッシャーマンズワープ白浜の外観をわかりやすくして、お客様にPRするというふうなことで、施設の改修も行いました。それと、あとは販路拡大をしていく中での水産資源を各出荷するための水槽、このようなものも整備させていただきました。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

それでは、南紀地方の水産資源のブランド化を図り、その流通を促進させるという、この目的に反するん違うんですか、この流通の費用を設備に使っていいんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず施設の改修につきましては、一番最初は外国人観光客、そういった方も白浜に来てというふうなことの部分で、鮮魚をアピールしていくということが目的でございました。それで、いまひとつ施設が、お客様に来ていただくには、そういったもので非常に夜暗いとか、目立たない、そういったものの課題がございました。それは、私どもも当時からずっと平成26年でしたか、施設のライトアップのそういった予算も、補正予算をお願いして、これは取り下げさせていただいたというふうな経過もあったと思うんですが、そういったことで、そこが課題ということで、まず1点ございました。

この交付金というのは、平成28年度は国が100%のお金を出してくれるというものでございます。ですから、やはり26年度当時に、そういった課題があつて、当然それはやはり必要なことであるというのは、皆様方もご承知のとおりだったと思うんですが、ただやはりそういったところで、費用をかけることについてどうなど。町費をかけることについてどうなというふうなご意見の中で、私どもも取り下げさせていただいたと思うんです。

今回、28年度については、それが100%国から出る、町費をかけずにできると。当然、このような機会を取り逃がすというのは、私どもとしても大きな町としての損失でございませぬから、こういった流通促進協議会の業としてさせていただいて、整備をさせていただいたところでございます。当然、この事業につきましては、国のほうも許可していただいているものでございますから、そういった水産資源流通の目的とそれるというふうには考えてございません。

それから、水槽のものとか、このあたりにつきましても、結局、販売をしていくことについての水槽というのは、中で幾つもあつて、お客さんに提供するというものでは問題なかったわけなんですけど、これを外へ売り出していくということになりましたら、やはり安定供給というのが非常に必要になってくると。これは平成28年度の事業をやっている中でも、1つ課題として出てきたものでございます。ですから、それを安定していく方法には、どのような方法があるか。まず1つは、湯崎の湾内に生けすを置いてそこから入れていく。もう1つは、このような格好で、施設内にそういった水槽を設けるというふうなことでございます。それで、その部分を要は流通促進事業を進めていく上での必要な設備というふうな格好で、整備をさせていただいてございますので、こちらにつきましても、促進事業の目的とはそれているというふうには考えてございません。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

これ、私も当時、質問したことがあるんです。この水産資源流通などに、肝心の漁協が入っていないんですね、構成団体に。そういう疑問を呈したことがあると思うんですけども、一般的にこういうような補助金事業というのは、実験だけで、結果すら公表せずに、補助金の期間が過ぎれば、何の成果も出していないという場合が、全国的に多いんですね。この

結果は、当然終了後に我々に報告していただけるんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

報告ということにつきましては、毎年度報告書としてまとめてございますので、ご要求いただければ、私どもはいつでも出せるというふうに考えてございますが、毎年毎年終わった時点で、皆様方に公表ということは、今のところ考えてございません。

それと、漁協が入っていないということのご指摘なんです、この南紀白浜水産資源流通促進協議会というのは、こちらのメンバーの中には、当然漁協も入っていただいておりますので、そこでご意見をいただきながら、それから、先ほど株式会社フィッシャーマン中心というふうなことも、ちょっと議員のご発言の中にもあったんですが、そういったことではなしに、あくまで株式会社フィッシャーマンを実験体としまして、こういったものがどんどんやっていけるということであれば、南紀の鮮魚をPRしていくというふうなことでなっまいります。それは、仮に言うたら、漁協組織も入れながらやっていくというふうなことに考えてございます。

一例でございますが、1つありましたのは、東京方面のところで、ある事業所のほうで和歌山のマグロに着手されまして、マグロを出していくんだったら、このようなほうというふうなことになりまして、それは私ども和歌山南漁業協同組合の範疇でというよりは、どちらかというとな紀勝浦、このあたりの範疇になります。ただいま需要があつて、県漁連の管轄になってございますから、県漁連とも交渉しながら、相手方との私ども、そういった交渉をしたことも、この協議会の事業の中でもございますし、一概に白浜町湯崎の施設ということの目的ではなしに、やはりもっとグローバルに、広い視野での最終的な活用を目指して取り組んでございますので、その辺のご理解はお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

先ほどのことなんです、構成団体に、私は逆に漁協が入って、その中に株式会社フィッシャーマンが入るというんやったらわかるんですけど、逆のような気がして仕方なかったんですけども、今ちょっと聞いたって、やっぱりどうも漁協というのに、構成団体に入っていないと思うんですね。その点よろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

構成団体に入っていないと言われても、実際入ってございますので、入ってそこでいろんなご意見はいただいております。

それと、漁協がやるべきというふうなことなんです、そこは私どもも大変失礼な申し上げ方かもしれませんが、やはり指定管理を漁協と3年間していく中で、先ほどの協定書の部分とか、いろんな部分も一例申し上げていただきましたが、なかなか漁協さんのほうが、町の思うどおり、この事業を展開していけるかどうかというところは、非常に疑問でございました。それだったら、やはり町が主体となってそういったところのノウハウをいただきな

がら、この促進協議会というものを立ち上げて、そこで運営をしていくというふうなことのほうが、私どもとしてもやりやすいし、運用もしやすいというふうなことで判断をさせていただき、このような格好でさせていただいたところでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

やはりそういうことをすれば、我々の説明のときに、最初の説明のときにやっぱりこの漁協の名前を入れておくべきやったん違うんかなと思うんです。何もこれだけ我々に説明を受けた中では漁協は一切除外されているというか、そんなふうな気がしてならなかったの、今、質問させていただきました。いろいろやったって、また意見が合わないの。

次、浮棧橋について、お聞きします。漁協を指定管理者としての3年間、浮棧橋設置当初から、月に1回、1人日当4万円の8人分、合計32万円、年間12カ月で384万円が、棧橋の掃除をするという条件のもと、指定管理料として町より3年間、支払われておりました。今、申すまでもなく、この浮棧橋は、2基で約1億円で建設され、地元の湯崎の組合員がほぼ独占して無料で使用し、その掃除を地元の組合がして、月32万円で掃除をしてもらっております。ちなみにこの浮棧橋、ヤマハのパンフレットなんですが、魚介類の付着を軽減するフロートを装着しております。これは今まで何回も私、質問しました。

また、25年度、27年度に、浮棧橋の掃除、毎日きちんと掃除をしていないのではないかという私以外の議員の方も、この質問をしました。町当局も疑問に思っているが、これは指定管理料なので掃除代ではない、経営の中に入れてもよい。つまり漁協運営の中で何かに使ってもよいと答弁いたしました。議員よりそれはおかしいということで、答弁を後で訂正しております。

27年度の決算審査特別委員会で、議員より、浮棧橋の掃除をきちんと毎日行っていないのではという質問で、株式会社フィッシャーマンが、1カ月1人、先ほどのように4万円の8人分、32万円にフィッシャーマンのほうがしてほしいと、月、年間で384万円ですね。してほしいということだったので、町は指定管理料全部を浮棧橋のほうで使ってもらえんとならないと言ったと委員会で答弁しております。また、毎月の掃除の作業記録は、漁協よりもらっていますけども、それは存在していると当局は答弁されております。ただ、作業現場に立ち会った町の担当職員が、誰が立ち会ったとか、どのような作業内容だったとか、課の誰に報告したのか等の記録が残されておられません。この件に関して町は認めておりますが、指定管理料は、掃除以外に使われていないか、運営費等に使われていないか。また、過去を検証する際に、重要な手がかりとなるのが記録だと思います。証拠に対する意識の低さがあるのではないかと思います。その点どうお考えでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにいろいろこれまでも課題があって、町のほうもいろいろ認識が恐らく間違っていたであろうというふうなことが、私も見ている中で、幾つもうかがえてございます。

先ほども27年度決算審査特別委員会の席上というふうなこともいただいたんですが、そのときの質問では、説明しているというふうにあるんですが、この説明というのは、指定管

理者側に確認した際に、以前の町から指定管理者が言われた話として、指定管理料の全部を浮棧橋のほうで使ってもらわないと言われたという説明を聞きましたので、私はそのことを委員会で申し上げただけで、27年度分の決算特別委員会で、浮棧橋のほうで使ってもらわないと言ったわけではございません。

ただ、この辺の解釈がやはり前の過去の記録を見ると、もうそれはそこで使わなければならないというふうな説明に確かに見えないこともないというふうなこともありますので、そのような解釈であったんだろうとは思いますが、指定管理料というものは、やはり指定管理者が指定管理を受けることによって得る収入、場合によっては利益ということになりますので、当然何らかの約束事があれば別ですが、町が指定管理者は384万円を浮棧橋に使ってもらわな困るんやというようなことを言ったということになりますから、なるんだったら、それが約束事になりますから、そういった約束事がなければ、指定管理料の用途は限定されていないというふうな解釈は間違いございませんので、そのあたりはご理解いただきたいと思えます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

次に移ります。以前丸本議員の質問で、町は赤字補填はしないとの、こういうことについての質問なんです。町当局は、負担金が赤字の補填であれば、協定書に抵触すると思う。仮に赤字補填ということになっても、まず予算なりがなされた後、協定書の変更をすれば、それは抵触しない。さらに、抵触ということになれば、相手方との協議等により、修正させていただき、それで法的に問題がないということで、取り扱いをしてまいるのが通常と答弁なさっています。

そこで、丸本議員は、それであれば、協定書に抵触する赤字補填であっても、議会で予算が可決されれば、可決後、協定の変更、修正すれば、協定に抵触しない、法的にも問題ないとの理解でいいのかとの質問、これは丸本議員が質問しているんですけど、それに対して、町当局は、予算を議決すれば、その後、協定の内容を変更するということになりますので、赤字補填も可能であると答弁しております。

別の議会で、私の質問ですが、運営に必要な初期投資費用の確保は、漁協持ちとなっているがというその質問に対して、そのとおりだと答えております。これも赤字補填と同じで、予算を議決すれば、その後協定の変更、内容を変更することになるので、協定違反にならないと、こういうふうに答えております。これは、私は後出しじゃんけんというのか、ルール違反ではないかと思っております。私はそのような、例えば初期投資費用の予算2,230万円を出すこと自体、議決前に出すことは、違反ではないかと思っております。順序として、まず協定を改定しなければならない理由を説明してから、協定を変更して予算を出し、議決するのが正常な姿ではないかと思っております。その点、どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず指定管理の協定書につきましては、町と指定管理者がその施設を共同運営していく根本的なルールとして、その内容を定めるものです。したがって、その後、施設の運営に支障

が生じれば、町と指定管理者が協議をし、協定書に書かれている約束事、もちろんそれぞれの負担というものも変更するというのは、法的には問題がないと理解しております。

ただ、やはりその場合には、指定管理の議決をいただく前に、双方に指定管理者の指定の議決です。その議決をいただく際に、双方の負担についても議員の皆さんに説明をさせていただき、それで議決をいただいておりますので、議会に対してそういった修正については、十分な説明をし、予算措置なども含めたご理解をいただいた上で、協定書を変更、修正することは当然であると認識しております。

ただ、あのときの協定書というのは、基本協定、それから年度ごとに定める年度協定という二本立てでございまして、現在は一本で行っているんですが、その各年度の負担金の部分は、年度協定の中でうたわれてございました。その当時の年度協定が有効な部分というのは、平成27年度事業分でありますから、そこは27年度の協定書を年度協定をさわっても、当初の負担というのは、25年、26年の話でございます。ですから、そういったところの指定管理料というふうな形になるのかもわかりませんが、そういったところでさかのぼって指定管理料を直すということだったら、当然協定書を変更するということになってくるんですが、あれは、あくまでそこまで来た施設を、今後どうして運営していくかというふうなことの、円滑に運営していく上での町と漁業組合との合意ということでお支払いすることになったものですから、直接指定管理の協定書のほうとは該当するものではなく、当然予算につきましては、あそこで議決をいただきましてから、それに基づいて別の契約書を締結して、それによつての運営をしたというふうなことでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと重ねてお聞きしますけども、初期投資費用は漁協持ち、それなのに何で違反を、この時点で予算出したこと自体が違反ですわね。協定違反だと思います。予算を出してきて議決すれば、それを協定を変えたらええんやというのは、それはやけというたらおかしいけど、私はもう、あくまでもルール違反やと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

フィッシャーマンズワープ白浜につきましては、当初からの説明等々もございまして、公費を費やさずに、できる限りの運営をしていくというふうな説明がありましたから、その辺は議員のおっしゃるお気持ちもわかりますが、あくまで指定管理制度ということの原則に立ったときには、やはりそれぞれの双方の負担をした上で、その施設をどのような運営をしていくかというふうなことでございます。

ですから、例えば10年間の指定管理の期間を設けて指定管理をしたと。そしたら、高速道路が通ったことによって、収支が著しく落ちてしまったと。ただ10年間の指定管理の約束の中では、指定管理料は支払わないよということになってくるんですけど、やはりそういったことで、情勢が変わってきた中で、当初の売り上げ見込みがどうしても成り立たないというふうなことの話になってきたときには、やはり指定管理者、町との双方の協議があって、その運営をどうしていくか、当然、指定管理料を、そしたら出していかうとか、そういつ

たことの見直しをしていって、運営をしていくというような、これは当然のことかと思いますが、ただその場合には、先ほども申しあげました当初の議会の議決を得るときには、指定管理料はゼロですよというふうなことの説明はしていますから、そういった部分の十分な説明をさせていただいて、協定書を変更して、指定管理料を出していくというのは、これは通常の制度であるというふうに認識してございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

この協定書というのか、丸本議員に対して、これで終わるというか、私はあくまでも協定書というのは約束事なので、まずこれを守るとというのが大前提なんですよ。それを平気でというんですか、協定書を余り考えないでやっている場合が多々あると思うんですけども、その点、今後気をつけていただきたいと思います。

続けます。議決に関してなんですけども、去年の2月21日、白農水第260号で、町長より議長への申し入れ文書がございました。それは、議決は多数決の原理に従った意思なので、たとえ反対の意思を表明した議員であっても、可決した後、議案に従ってほしい、議決の意義を理解してほしいとの文書です。後で批判するな、黙って議決に従ってほしいと、そういうふうに、私は理解しております。どこかで聞いた気がいたします。

最近では、中地区の官有地払い下げで、土地価格を議決しました。それも、全会一致でしております。それなのに、町はそれに従わず、それより安い価格で再び議案を出しましたが、そのとき議員から、全会一致で可決したその重みを考えてほしいと訴えた議員もおられました。

また、フィッシャーマンズワープ白浜の初年度の委託管理料1,460万円可決後も、予算を撤回し、減額したこともありました。このようなことを町がしているのに、議決の重みを考えてほしいというのは、私は余り理解できません。また、フィッシャーマン関係のほかにもいろいろあるんですけども、違った説明をして、予算を議決したことも多々ありました。違った説明をして売った商品は、詐欺に近い、罰せられるということも商品ではございます。違った説明をして議決した予算も、黙って我々は従えばいいんでしょうか。その点、どうお考えなんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議決に対する拘束という点につきましては、議員個人の見解はそれぞれお持ちでしょうが、議決とは、文書の中にもあったように、その案件に対する議員個々の賛成、反対の集約であると。賛否に分かれている場合には、多数決原理に従い、議会の意思は決定されるということになりますから、そこは議員個々の意思からは独立した議会全体の統一した意思となり、たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その構成員である以上、議決の宣告があつたときから成立した議決に従わなければならない、そういう意味では、議員を拘束するものであるというのが、議決に対する一般的な見解だというふうに認識してございます。

例えば、議決で決まったことで、またそのことをひっくり返して意見を言うのは結構だと

思うんですが、もう一度そのことを一から議論というふうなことのご意見をいただくことは、やはり町民から見たら、議決というのは、何のために議決をしているんだというふうなところが出てまいりますから、そういう意味では、やはりある程度は拘束されるというふうなことがあるかと思えます。ただ、今回の新聞折り込み、その当時の新聞折り込みなんですが、私、議員と一般質問の話をさせていただいたときにちょっとあったんですが、フィッシャーマンという言葉でやっている場合、株式会社フィッシャーマンという団体があります。それから、フィッシャーマンズワープ白浜という、私どもの施設があります。これがどれになることやらわからない。株式会社フィッシャーマンは、当然、株式会社という1つでございませぬから、中身によっては、そこにもものすごく補助金が出されているというふうな解釈を受けるような中身だったように、私は認識してございます。ですから、そういったことで、町民の方々に間違った情報として伝わる可能性が高いので、それが町営の漁業施設とイメージさせてしまうおそれがあるということで、危惧させていただいたところなんです。誤っているところは誤っている、そういったことで指摘をしていただくのは、それは結構かと思えます。ただ、曖昧な表現によって、私どもの漁業振興施設を、そういったことで議決をいただき、そのことによって運営している施設を、イメージダウンさせてしまうようなことはやめていただきたいと。

ですから、出すんだったら、株式会社フィッシャーマンがやったんだったら、株式会社フィッシャーマン、協議会が受けているんだったら、協議会が受けているとか、その辺の部分を正確にやはり伝えていただかないとというふうなこともございましたので、そういった趣旨も含めまして、当時、そのような文書を出させていただいたところでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

私は今の質問は、何のための議決やと。中地区のこと、今は関係ないですよ。議決のことを言っているんです。中地区みたいな感じで、初年度の管理委託のことでもそうです。それを議決したのを、なぜひっくり返したというのか、その議決の重みというのを、あなた方は言っているけど、私らも逆にそういうことを言いたいですよ。その点どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私は、中地区の部分が余り言える立場ではございませんので、フィッシャーマンの部分に限って申し上げますと、やはり当時の一番最初の指定管理料の計上とか、やはりそれは、先ほどから申しました漁協間の話とか、全て含めてでございますが、やはりもっと精査して、勉強して提案すべきであるというふうな認識はございますので、大変その部分については反省しているところでございます。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

そろそろ私の通告した時間が近いので、最後の質問をさせていただきます。この施設に対し、町負担が年間何千万円も要って、収入は納付金、月額10万円のみ。このようなことを

今まで続けてきましたが、同じことを今後5年間続けてよいのでしょうか。当局はお金をどう工面するかの議論もせず、一般会計からの繰り入れで、今まで安易に6年間過ぎたと言われても仕方がないと思います。この責任を誰がとるのか。町も議会も運営者も無責任に思えて仕方がございません。堅田漁協のとれとれ市場、紀ノ川のJAが運営しているめっけもん。このめっけもんの当時のJAの組合長は、こうおっしゃっています。補助金頼みの農業に未来はない。農家も意識を変えないとという方針のもとで、自力で施設を建設したと聞いております。とれとれ市場やめっけもん市場は、自力で建設し、自力で施設等の償還費用を出し、維持修理も自力でし、もちろん固定資産税を払って、雇用を守り、地域を活性化させ、黒字経営を続けています。一方、同じ六次産業のフィッシャーマンズワープ白浜は、そのようなことをしていない。毎年何千万円の町負担が必要で、湯崎に火がともったとか、雇用を守り、地域活性化にこれでは役立っているとは言えるのでしょうか。町の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

年間何千万円という負担というのは、今まで、昨年度はちょっと修繕費が要っているかなと思うんですが、今までで一番フィッシャーマンズワープ白浜に費用が要ったのは、平成26年の1,900万円、ここは大きな修繕等もありましたから、浮棧橋の補修工事がありましたから、こういったことで上げてきたんですが、25年度が1,000万円、26年度が1,900万円、27年度1,000万円、それから、28年度、670万円、29年度に至っては330万円、30年度はまたウッドデッキの修繕とかやりましたから、また800万円ちょっと上がっているんですが、年間何千万円というふうな修繕費というのはかかってございませんから、そこは私どももいろいろ努力はしているつもりでございます。

駐車場のほうにつきましても、やはり一番最初、売り上げ高が、当初見込み、町がしてきた見込みから比べれば、現在の売り上げというのは約5分の1程度だと思います。その5分の1のような中で、ようやく5分の1近くに引き上げてきたと。それで、また今年度ちょっと下がってまいるんですが、今回の定例会のほうにも、やはりその辺の改善措置を5年間運営してきた中で講じてきて、どうにか1,000万円前後の売り上げを見込んでの提案をさせていただいたところでございますので、こういった改善を講じながらも、今後も進めてまいりたいと思います。

いずれにしましても、現在もう既に施設ができ上がって、これを私ども、町が今の時点で休止するというふうなことにもなかなかまいりませんから、どうにかいろんな努力をしながら、これを少しでもうまく運営して行って、それが町の観光、それから漁業、そういったものの振興につながればというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

ちょっと今の答弁なんですけれど、私は何も維持修繕費とか、何千万円と言っていない。あなた方が、何千万円の町負担が必要と。私は町負担というのは、償還の費用とか、いろん

なことを含めて、町負担が何千万円と。それは事実でしょう。何千万円が要っているというのは。何もかもその施設に対しての。修繕したりももちろんですけども、それ以外にいろいろな負担をしているでしょう。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かに今の数字の中に起債の額というのが入ってございませんから、そういったものも含めたら、議員ご指摘の額になるかなと。

○議 長

3番 南君（登壇）

○3 番

私はそういうことを言ったつもりなんです。

これをもって、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

以上をもちまして、南君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 15 時 09 分 再開 15 時 20 分）

○議 長

再開いたします。

5番 丸本君が出席されておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、2番 楠本君の一般質問を許可いたします。

楠本君の一般質問は総括質問形式であります。通告質問時間は40分であります。質問の事項は、学校教育についてであります。それでは、2番 楠本君の一般質問を許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

それでは、通告順に従いまして質問させていただきます。

皆さん、お疲れのところでございますが、議長から40分というお話がございました。当局の方には、それに終わるように、簡潔な説明をお願いいたします。

総括質問でございますが、領土教育の充実と、学校にスマホの持ち込みの是非、それから、スクールロイヤー制度について、3点について質問をいたしたいと思っております。

まず、領土教育の充実については、先般、島根県などが竹島の日の記念式典を松江市で開き、内閣府の政務官が式典で、竹島の問題解決は、主権に関する重要な課題だと強調しております。領土と主権に関する正しい認識を、多くの国民が持つことが大切であると同時に、政府は、教育の啓発の充実に努めなければならないと強調しております。第2次大戦後のサンフランシスコ講和条約においても、放棄すべく地域には含まれなかったところであり、歴史的にも、国際法上も、日本固有の領土であることは、明らかであります。警戒すべきなのは、韓国が不法占拠の既成事実化を進めていることでございます。さきの議会でも、文在寅大統領、大統領がかわってから、韓国の徴用工の問題、慰安婦の問題等、いろいろ出ておりますけれども、日本は、国際的な機関でそのことの正当性を主張すると言っておりますが、

私はこの領土問題というのは、竹島や尖閣諸島の問題だけではないと思うんです。北方領土に加えて、議会で視察しに行ったときに、私は、あそこの記帳台へ、たしか書いてきた覚えがございます。そこで、文部科学省は小中学校の学習指導要領を改訂して、北方領土に加え、竹島や尖閣諸島が日本固有の領土であることを明記しております。そこで、小さいときから、やはり歴史に基づいた教育現場では、どのような指導をされているのか、1点お聞きしたいと思います。

次に、学校にスマホの持ち込みの是非について、お伺いいたします。さきの議会で、携帯電話の利用状況や傾向について、同僚議員から質問がありましたが、答弁の中で、メリット、デメリットも大きいと思います。教育委員会といたしましては、保護者からの申請により、学校長の判断で許可の持ち込みを認め、それぞれ学校のルールによっていただくと、そういう方向で考えたいと答弁されております。学習の妨げになるという考え方と、より効率の良い学習が可能になると、正反対の考え方が存在し、視力や体力との関係も指摘されているのが現状であります。1日の使用時間の設定など、親と子が向き合っ家庭のルールを決めることが大切であると思います。現在、文部科学省は小中学校の持ち込みは原則禁止、高校では校内の使用禁止が原則で、この間、大阪府教育委員会が2月18日、緊急時の連絡手段として、公立の小中学校で児童・生徒のスマホの携帯電話の持ち込みを認めるガイドラインの素案を、市町村の教育委員会に示したところであります。文部科学省が災害を踏まえて、丁寧に検討したのであれば問題がないと。ほかの地域への広がり次第では、原則禁止という通知の見直しを検討していると言われております。しかし、具体的運用を現場の判断に委ねることは、学校間の対応に差が生じ、混乱を招く可能性があります。県教委の指導もあると思われるが、厳格な統一的なルールが必要であると思われるので、所見を賜りたいと思います。

次に、スクールロイヤー制度についてお尋ねをいたします。スクールロイヤーは、いじめや保護者のトラブル、体罰、教員同士のトラブル等、学校で起こる問題解決を目指し、法的に解決する弁護士のことであります。教育の働き方をめぐる負担軽減で、スクールロイヤーに求められている役割の変化や、保護者からの過度の要求や苦情への対応も期待され、何よりも教諭らの精神的負担が軽減されると言われております。保護者からの苦情や問題提起に対して、県教委の指導もあると思われるが、白浜町の教育現場の実情について、お伺いしたいと思います。

この部分については、3点について、新聞を私、読んでおります。この2点目のスマホの件については、論点スペシャルという読売新聞に学者らが三者三様の意見が提示されております。それも踏まえて、ご答弁をしていただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君（登壇）

○番 外（教育長）

楠本議員から領土学習についてご質問をいただきました。

我が国の位置と領土、領域の特色と変化に関しましては、現行の学習指導要領に記載されており、小中学校とも、記載内容に沿った指導をしております。例えば、小学校では5年生

の社会で地球儀や地図帳、日本全域図を使って、日本の国土の位置と領土、近隣諸国との位置関係について学習する中で、北方領土等について取り上げ、学習をしております。また、中学校では地理の学習で、日本の領域について学習する中で、領土問題についても取り上げて学習しております。

今回改訂された新学習指導要領には、議員おっしゃるとおり、小中学校とも竹島や北方領土、尖閣諸島について記載がございます。小学校では2020年度、中学校では2021年度より、新学習指導要領の記載内容に沿った指導を行ってまいります。

次に、2つ目のご質問ですが、楠本議員から、学校に携帯電話、スマートフォンの持ち込みの是非についてご質問をいただきました。学校への携帯電話の持ち込みについては、前回の議会で答弁したとおり、原則禁止であり、申し出により、学校長の判断で許可をすることです。ある学校では許可をする場合、保護者に幾つかの決まり事を了承していただくようにしています。校内では自分のかばんに入れて、保管をすることを基本としています。携帯電話を登校時に学校で預かり、下校時に返すという学校もありますが、規則的にはほぼ同じであると考えます。また、スマートフォン等の情報端末が急速に普及し、持っていたり、使っている子どもの低年齢化が危惧されるところです。長時間使用することで、睡眠不足になったり、健康に影響が出たりします。常にスマートフォンを触っていないと落ち着かないというスマートフォン依存症という病気もあります。メール等で深夜まで友人とやりとりをし、メールが来れば、すぐに返信しなければならない、返信しないと、友人関係が崩れる、だから、延々とやりとりをしているという話を聞いたことがあります。

平成27年3月に、町内4中学校の生徒会役員が集まり、それぞれの学校で話し合ってきたことをもとに、情報端末を使うときの6つの約束というものを決め、ポスターをつくり、各中学校で啓発を行ってきました。また、情報モラルやSNSに潜む危険性についても、各小中学校で指導しているところです。家庭でのスマートフォン等についての使用については、家庭でルールづくりが必要であると考えます。

大阪府教育委員会が携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みを登下校限定で認める方針を出し、文部科学省も原則禁止を見直すと報道されています。白浜町教育委員会としましては、現状の取り組みを継続しつつ、ルールについて精査し、町内で一定のルールのもと、保護者の理解や協力を得ながら取り組むことも必要となると考えております。

3つ目に、スクールロイヤー制度についてご質問いただきました。議員のおっしゃるとおり、スクールロイヤーというのは、いじめや保護者とのトラブル、不登校といった学校で起こった問題の解決に向けて派遣される弁護士のごことで、文部科学省は、2018年度から、法律の専門家である弁護士がその専門的知識、経験に基づき、学校において、法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施することを目的、目標に、スクールロイヤー活用に関する調査研究を進めております。内容としましては、スクールロイヤーがいじめ予防に関する授業を行う法的側面からのいじめ予防教育、学校が諸問題について弁護士に相談し、法的アドバイスを受たり、教員が弁護士による研修を受けたりする学校における法的相談への対応、いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを法的側面から確認する法令に基づいた対応の徹底の3つがあり、いずれも教員に対する指導、助言を行うこととなっております。白浜町においては、保護者からの問題提起の対応は、学

校長を中心に学校が行っております。内容にもよりますが、学校と教育委員会が相談しながら、取り組みを進めることもございます。今後法的な相談が必要になることがあれば、白浜町の顧問弁護士の活用についても考えていきたいと思っております。

○議 長

再質問があれば許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

領土問題について2次質問をいたします。

韓国では歴史的認識を小さいころより指導しております。そういう意味では、日本はおくれをとっているのではないかと思われまます。そうした中で、やはり韓国の国内では、若い人がやはり日本に対する敵がい心というんですか、そういうような兆候が見られているように思っておりません。正確な史実に基づく知識を子どもたちに取得できるように整備すべき、早急に指導方針を県教委へ上申をすべきでないのか、伺いたいと思っております。

また、小学校高学年になりますと、歴史的観点からも、先ほど地球儀の問題、それから、地図の問題から指導していくべきと考えるということをおっしゃってありますが、改めて、やはり小学生が1年生から4年生ぐらいは無理だと思いますけれども、高学年になるとそういう歴史的認識をきちっと早く教えていくべきだと思います。

次に、学校のスマホの持ち込みの是非でございます。先ほどの教育長の答弁では、町内4中学校の生徒が集まり、情報端末を扱う6つの約束を決め、ポスターをつくり、各中学校、啓発、情報モラル、危険性などを共有しているということは、これは生徒の自主性ということで、評価したいと思っております。

そこで、しかし、中傷やいじめ、出会い系サイト、写真や動画で個人情報の流出や人間間のトラブルなど、保護者や教員は危険性を十分認識し、防止策を考えていかなければならないと思っておりますが、生徒の自主性だけでそれがいいのかどうか。先ほども言いましたけれども、これを読んでくれたと思っております。学校にスマホの効果と課題で、論点スペシャルです。学者の方が三者三様に書かれております。そこでやっぱり心配するのは、生徒、保護者、先生方がかかわった問題解決をしていかなければならないし、後から問題が起きてからではおそいというふうに思うわけです。そうした実情を踏まえて、今言うたように、教員、児童・生徒、保護者が連携したスマートフォンのルールづくりが必要であると考えます。また、専門的知識を持った教員の養成も必要ではないかと考えますが、所見をお伺いしたいと思っております。

最後に、スクールロイヤー制度についてお伺いいたします。回答では、顧問弁護士の活用について考えていきたいとの回答ですが、県教委としては、今の段階でわかりませんが、現場段階、いわゆる白浜教委で解決すべき問題ということなのか、そこらで、失礼な言い方ですけど、顧問弁護士は、やはり担当分野が広くございます。そうした中で、全て顧問弁護士に委ねるといいのかどうかということもお伺いしたいと思っております。

白浜町にはないというふうに思うんですけれども、気になるのは、教員の長期休暇のことです。教委として、休暇を取得されている教員の人数はあるのかないのか、お伺いしたいと思っております。何よりも、これを文科省が今、検討中というふうに言うておりますけれども、インターネットでちょっと見てみたんですよ。そしたら、大阪府や三重県では、こういうスクールロイヤーについてやっています。そういうようなことも含めて、白浜町にない

いうのは幸いなんですけれども、やっぱり一旦教員が長期休暇をとるということは、なかなか次に復帰するのが難しいという問題もありますから、その点も1人でしょい込まんように、やはり校長初め、教育委員会もサポートしていくべき問題ではないかというふうに思います。

以上で、2次質問を終わります。

○議 長

再質問をいただきました。答弁をお願いいたします。

番外 教育長 山中君

○番 外（教育長）

先ほども申し上げましたが、領土学習については、現行の学習指導要領にも記載があり、それに沿った指導を行っております。

今回改訂された新学習指導要領には、小学生は、領土の範囲については竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること、中学校では、領域の範囲や変化とその特色については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土は我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること、その際に、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないということも扱うことと記載されています。新学習指導要領に解説編というのがございまして、その中に、取り扱う中で留意事項というのが書かれていて、ちょっと紹介したいと思います。

社会、小学校5年生です。領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、尖閣諸島は、一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で、我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。また、竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが、現在、大韓民国やロシア連邦によって、不法に占拠されていることや、我が国は竹島について、大韓民国に対し、繰り返し抗議を行っていること。北方領土について、ロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。その際、これらは我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにするというふうになっております。社会の教科書につきましては、5年生でも、6年生でもこの領土問題については取り扱われています。やはり、発達段階に応じた指導となると思います。中学校でも記載されているんですが、今、小学校5年で申しましたより、ちょっとレベル高く書かれているということで、紹介は割愛させていただきたいと、そのように思います。

その中で、我が国の領土に対して正しく理解させるため、今後も学習指導要領に沿って指導を行ってまいりたい、そのように考えております。

2つ目のスマートフォンのことについてですけれども、もちろん生徒会だけでやっているのではないということです。議員ご指摘のとおり、SNSにはさまざまな危険性が潜んでおります。その危険性を認識した上で、正しい利用方法を知ることが必要やというふうに考えております。各学校では、情報モラル等の指導を、例えば授業であるとか、外部講師を招いて行っております。また、家庭でのルールづくりも必要であると考えております。目覚ましく進化している情報化社会の中で、児童・生徒に指導する立場にある教員の研修も重要です。各校では、担当教員等が県教委の実施する研修を受講し、内容を各学校で伝達をしております。

す。今後も研修等を通して教員の指導力の向上を図ってまいりたい、そのように考えております。

3つ目のスクールロイヤーですが、先ほども申しましたとおり、現時点では、文部科学省が調査研究を進めている段階です。先行的に行っている県もちろんございますけれども、今、文科省が調査研究をしている。県教育委員会の方向等については、現時点、わかりませんが、現在も県教育委員会と相談しながら、対応することもございますし、内容によっては、法的な相談ができる体制を県教育委員会もとってくれていますので、そういうところも活用しながらいきたい。

白浜町では現在、精神疾患で休職している教職員はおりません。スクールロイヤー制度につきましても、今後の文部科学省の調査研究等を参考にしてまいりたいと思います。また、制度の導入にかかわらず、法的アドバイスをいただけることは、学校や教員の精神的負担の軽減につながると、そのように考えております。

以上です。

○議 長

答弁が終わりました。再々質問があればこの際、これを許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

答弁をもらいましたけれども、先日の地方紙で、田辺市ですけれども、教員自体が作成した防災教育について載っていました。教育長、お読みになられたと思いますけれども。こういう中で、やはり県教委の指導や文科省の指導がどうであろうと、現場に応じた防災教育やとか、そういう指導が必要であろうかと思えます。学校のスマホの問題もそうですけれども、諸外国を見ても、皆、ばらばらですね。皆、違います。そうした中で、先ほどの論点スペシャル、今あるんですけれども、やっぱり実情を踏まえて、まず教員、保護者、生徒がルールづくりをすることが一番大事かなというふうに思えます。

先ほどの答弁の中でも、余計な心配かもわからんけども、学校で預かったときに、高価なもので、紛失した場合、どうするとか、そんないろいろな問題も書かれています。

それから、後先になりますけれども、領土問題については、外交の問題が十分、北方領土の問題も今ありますけれども、尖閣の問題についても、中国との問題、それから、韓国との問題もいろいろあると思いますけれども、そうした時事について、もう小学校高学年、中学生になれば、わかってくるように思いますので、そういう点も踏まえて、歴史的認識も踏まえて、指導していくようにお願いをしたいと思います。

そういうようなことで、私の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議 長

以上をもちまして、楠本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中でございますが、本日はこれをもって散会し、次回は明日3月15日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会といたします。

議長 西尾 智朗は、 15 時 51 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 3 月 14 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員